

決 算 特 別 委 員 会

日 時 令和5年10月20日(金) 午前10時00分

会 場 本庁舎 第3会議室

委 員 10名

藤 田 直 美

遠 藤 憲 子

石 原 幸 雄

柳 井 哲 也

杉 森 弘 之

甲 斐 徳之助

磯 山 和 男

伊 藤 知 子

出 澤 大

水 梨 伸 晃

説明員

市 長

監 査 委 員

市 長 公 室 長

経 営 企 画 部 長

総 務 部 長

市 民 部 長

保 健 福 祉 部 長

環 境 経 済 部 長

建 設 部 長

教 育 部 長

議 会 事 務 局 長

会 計 管 理 者

市 長 公 室 次 長 兼 秘 書 課 長

広 報 政 策 課 長

経 営 企 画 部 次 長 兼 財 政 課 長

政 策 企 画 課 長

創 生 プロジェクト推進課長

デジタル推進課長

沼 田 和 利

早 川 広 行

滝 本 仁

二 野 屏 公 司

飯 野 喜 行

小 川 茂 生

渡 辺 恭 子

大 徳 通 夫

長 谷 川 啓 一

吉 田 茂 男

野 口 克 己

関 達 彦

稲 葉 健 一

植 田 英 子

糸 賀 修

淀 川 欽 市

椎 名 弘 文

大 町 泰 介

総務部次長兼人事課長	本 多 聡
総 務 課 長	橋 本 円子
管 財 課 長	小 林 浩子
契 約 検 査 課 長	門 倉 史明
税 務 課 長	晝 田 典義
収 納 課 長	大和田 伸一
市民部次長兼市民活動課長	飯 島 希美
総 合 窓 口 課 長	橋 本 早苗
リフレ市民窓口課長	齊 藤 孝順
地 域 安 全 課 長	風 間 正志
防 災 課 長	菊 地 孝夫
教育委員会次長兼教育企画課長	吉 田 充生
教育委員会次長兼スポーツ推進課長	高 橋 頼輝
学 校 教 育 課 長	北 島 道夫
指 導 課 長	河 村 博行
文 化 芸 術 課 長	木 本 拳周
生 涯 学 習 課 長	糸 賀 珠絵
中 央 図 書 館 長	斎 藤 正浩
保健福祉部次長兼医療年金課長	石 野 尚生
保健福祉部次長兼高齢福祉課長	宮 本 史朗
社 会 福 祉 課 長	石 塚 悟
こども家庭課長	長 江 弘美
保 育 課 長	糸 賀 崇子
健康づくり推進課長	野 口 信子
環 境 政 策 課 長	飯 島 敦子
廃 棄 物 対 策 課 長	岩 瀬 義幸
農 業 政 策 課 長	後 藤 勇雄
商工観光課長補佐	野 崎 晴美
建設部次長兼都市計画課長	藤 木 光二
建設部次長兼下水道課長	野 島 正弘
空 家 対 策 課 長	柴 田 賢治
建 築 住 宅 課 長	中 山 晋一郎
道 路 整 備 課 長	加 藤 大典
監 査 委 員 事 務 局 長	大 里 明子
農 業 委 員 会 事 務 局 長	榎 本 友好
庶 務 議 事 課 長	飯 田 晴男

庶務議事課長補佐
書 記
書 記

宮 田 修
椎 名 紗央里
田 上 洋 子

令和5年第3回牛久市議会定例会決算特別委員会審議日程表

付託案件名 認定第1号 令和4年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について		
月 日 等	部 課 等 名	審 議 項 目
10月20日(金) 午前10時～ 第3会議室	環境経済部 建設部 農業委員会事務局 監査委員・事務局	令和4年度牛久市一般会計歳入歳出決算中 ・環境経済部、建設部等所管の歳入 ・環境経済部、建設部等所管の歳出 (令和4年度課別事務事業一覧参照)
	保健福祉部 監査委員・事務局	・令和4年度牛久市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算 ・令和4年度牛久市介護保険事業特別会計歳入歳出決算 ・令和4年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
	環境経済部 建設部 監査委員・事務局	・令和4年度牛久市青果市場事業特別会計歳入歳出決算 ・令和4年度牛久市下水道事業会計歳入歳出決算

午前9時57分開会

○藤田委員長 時間前ですが、皆様おそろいですので始めさせていただきます。

おはようございます。

建設部より、令和4年度決算位置図その1、その2について配付の依頼がありましたので、これを許可し、机上ではないですね、タブレットのほうに配信されておりますので御確認ください。

これより、前回に引き続き決算特別委員会を開きます。

認定第1号、令和4年度牛久市各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

まず、環境経済部、建設部等所管について問題に供します。執行部の方に申し上げます。決算認定に関する所管事項について説明を求めます。環境経済部長。

○大徳環境経済部長 おはようございます。環境経済部大徳です。よろしく願いいたします。

環境経済部所管の令和4年度決算概要について御説明をいたします。

歳出予算現額、環境経済部全体で24億559万5,000円に対し、決算額は21億8,619万8,559円で執行率90.9%、前年度との比較を見ますと、決算額で2億7,987万8,903円の増額となりましたが、増額の主な理由といたしまして、電気料金高騰対策のための住宅用LED照明等への買換えに対する助成の実施、電気料、ガス料の高騰に伴い、牛久クリーンセンター等環境経済部所管の施設の光熱費が増加したこと、クリーンセンターリサイクルプラザの空調設備の更新工事などによるものです。

事業を執行するための歳入総額は、国庫補助金、県補助金、使用料及び手数料などで、3億8,321万8,617円となりました。

次に、各課における決算の概要について御説明をいたします。

初めに環境政策課でございます。

歳入は、国庫補助金、県補助金などで、総額は3,802万6,558円となりました。

歳出は、予算現額4億5,871万3,000円に対し、4億2,651万8,729円を支出し、執行率は93.0%となりました。前年度比2億4,567万7,412円の増となりましたが、主な理由といたしましては先ほど触れさせていただきましたが、電気料金高騰対策として住宅用照明のLED照明等への買換えに対する助成を行ったことによるものです。

環境政策課の主な事業でございますが、水質浄化対策としての合併浄化槽設置補助や、うしくあみ斎場の運営負担金、BDF、ペレット製造委託等バイオマスタウン構想の運用、LED照明等への買換え補助など、環境衛生費に4億939万5,059円、自動車騒音・振動や河川の水質検査・調査など公害対策費に636万2,920円、空き地の雑草除去費に970万8,610円を支出しています。

次に、廃棄物対策課でございます。

歳入は、じんかい処理手数料や回収資源の売りさばき料などで、総額2億8,429万52円となりました。

歳出は、予算現額15億1,886万9,000円に対し、14億48万9,580円の支出となり、執行率は92.2%でございました。前年度と比較しますと、1億9,957万6,4

08円の増となりましたが、主な理由といたしましては、こちらも先ほどお話ししました電気、ガス料の高騰に伴うクリーンセンターの光熱費が増加したことと、リサイクルプラザの空調設備改修工事を実施したことによるものです。

廃棄物対策課の主な事業でございますが、ごみの収集運搬費、クリーンセンターの維持管理費、焼却灰の処分など、じんかい処理費として13億3,354万2,738円、し尿の収集や処理のための経費として4,834万7,657円を支出しています。

次に、農業政策課でございます。

歳入は、森林環境譲与税や県補助金、基金の繰入金などで、総額は4,131万2,206円となりました。

歳出は、予算現額1億3,750万1,000円に対し、1億1,054万9,014円の支出となり、執行率は80.4%となりました。前年度と比べまして2,018万2,636円の増となりましたが、主な理由といたしましては、物価高騰対策として認定農業者と土地改良区に対して支援を行ったことによるものです。

農業政策課の主な事業でございますが、新規就農者やJAの各部会に対する青果物等の集荷用梱包箱などへの補助や物価高騰対策としての補助金など、農業振興費に8,070万6,965円、土地改良区に対する運営補助や施設管理補助など、農地費に1,625万8,345円を支出しています。

次に、商工観光課でございます。

歳入総額は1,958万9,801円で、主な歳入は自治金融貸付金預託金元金で、1,900万円となっています。

歳出は、予算現額2億9,051万2,000円に対し、2億4,864万1,236円の支出となり、執行率85.6%となっております。前年度と比べて1億8,555万7,553円の減となっておりますが、主な理由といたしましては、一部企業における企業誘致奨励金の交付期間が満了したことにより、奨励金の支出が大きく減少したことによるものです。

商工観光課の主な事業でございますが、商工会の運営助成やハートフルクーポン券の発行助成、燃油高騰対策としての運送事業者等の営業支援など、商工振興費に2億1,075万2,857円、観光施設の維持管理、牛久市観光協会への補助など、観光費に3,705万9,079円を支出しています。

最後に農業委員会事務局ですが、歳入は、県補助金と受託事業収入で、総額は415万7,794円となりました。

歳出は、予算現額1,500万7,000円に対し、1,337万1,382円の支出となり、執行率は89.1%となりました。

主な事業でございますが、継続事業として月2回の農地パトロールを実施し、無断転用の防止と優良農地の確保に取り組んでおります。

環境経済部及び農業委員会における決算の概要説明は以上でございます。

○藤田委員長 建設部長。

○長谷川建設部長 建設部長谷川でございます。おはようございます。よろしくお願ひいたします。

建設部所管の令和4年度一般会計決算概要につきまして御説明をいたします。

歳出予算現額24億6,514万3,000円に対しまして、執行額20億8,321万3,775円、執行率は84.51%でございます。前年度決算と比較いたしまして、予算現額で約2億427万5,000円の減、執行額で4,067万5,536円の増となりました。執行額につきましては、ほぼ前年と同額でございます。また、年度内に完了が見込めない3億2,610万4,000円は翌年度に繰越しをさせていただいております。

次に歳入ですが、こちらの事業を執行するため、国庫補助金、使用料及び手数料、繰入金など、歳入総額5億3,483万7,014円でございます。

各課における決算の概要につきまして御説明いたします。

初めに道路整備課でございますが、歳入につきましては、国庫補助金、未利用地売却による土地売却収入、道路占用料など、歳入総額は4億238万円となっております。

歳出につきましては、予算現額13億396万円に対し、9億4,013万円を支出し、執行率は72.1%でございます。また、3億2,610万円を翌年度に繰越しさせていただいております。

主な事業でございますが、道路維持費におきまして、舗装維持修繕計画に基づき、市道2990号線、通称カントリーラインでございます。市道21号線、同じくふれあい道路、ほか舗装改修工事を実施するなど、3億7,281万円を支出いたしました。道路新設改良費では、狹隘道路を拡幅整備する事業として市道675号線、こちら田宮町でございます。市道2435号線、通称トロッコ通りなどに対しまして1億3,742万円。また、都市防災推進事業として市道517号線、松ヶ丘団地、市道370号線、むつみ団地の排水整備、主にU字溝整備に3,482万円を支出してございます。

次に、繰越し分の道路新設改良費では、市道52号線、東下根地区、市道53号線、南部地区、市道56号線、小坂地区など、2億4,519万円を執行いたしました。

今後も、インフラ施設の計画的な整備と適正な維持管理に努めてまいります。

次に都市計画課でございますが、歳入総額6,977万円で、主な内訳は国庫補助金5,831万円、そのほか、使用料、雑収入でございます。

歳出につきましては、予算総額5億2,062万円に対し、5億707万円を支出し、執行率は97.40%でございます。

主な事業でございますが、北部地区における宅地開発調査業務など都市計画を適正に管理する事業として、都市計画総務費に4,444万円、公園、緑地、街路樹の植栽管理や公園内の遊具更新工事など、公園費に2億908万円を、自然観察の森などの森林公園に7,182万円、また、牛久駅西口の歩道橋整備や牛久駅及びひたち野うしく駅のエスカレーター、エレベーターを安全に運転するため、点検及び維持補修など、駅周辺整備に1億6,955万円を支出いたしました。

次に空き家対策課ですが、歳入総額226万円。

歳出につきましては、予算現額877万円に対し、813万円を支出いたしました。執行率は92.68%でございます。

歳入の内容ですが、平成30年度に田宮町略式代執行を行いまして、その解体撤去した物件の回収金でございます。その他、所有者への指導や不存物件の調査及びアンケート調査、無料相談会などを実施、空家・空き地バンクによる利活用の推進などを行いまして、引き続き空家等対策計画に基づき、空き家の発生抑制、空き家の利活用及び管理不全空家の解消に向けて取り組んでまいります。

次に建築住宅課ですが、歳入総額は6,311万円。主な歳入は、市営住宅等の使用料及び開発行為等の手数料4,077万円、市営住宅の長寿命化に関わる国庫補助金1,941万円などでございます。

歳出につきましては、予算現額7,356万円に対しまして6,965万円を支出し、執行率は94.69%となりました。

主な事業ですが、市営住宅を維持管理するなどの住宅管理費に4,138万円、都市計画総務費の宅地耐震化事業に1,405万円を支出いたしました。

最後に下水道課ですが、歳出予算5億5,821万円に対し、同額の5億5,821万円を支出し、執行率は100%でございます。

内容といたしましては、全額公共下水道事業への繰出金として支出いたしました。

以上が建設部各課における決算の概要でございます。

また、冒頭委員長より御案内がございましたが、道路整備課による事業箇所を示す令和4年度決算位置図をSide Booksのほうに掲載してございますので、御参考にしていただければと思います。

説明は以上でございます。

○藤田委員長 環境経済部、建設部等所管について質疑のある方は御発言願います。水梨委員。

○水梨委員 おはようございます。よろしくお願いいたします。

2点ほど質問したいと思います。

まず304ページ、0106「イルミネーション事業を支援する」、こちらちょっと補助金なので、分かる範囲で構いません。内訳を詳しく教えていただきたいのと、それによつての集客効果だったり、イルミネーションの事業だと思えますが、その後の市民の声だったりとか、その辺もお聞かせ願いたいと思います。

そして、続きまして320ページ、0107「まちづくり団体の活動を支援する」とあります。ひたち野うしくまちそだて協議会、こちら160万円の内訳を教えていただきたいのと、協議会ということなので有識者の協議会だと思います。どのような人が協議会に選ばれているのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○藤田委員長 商工観光課長補佐。

○野崎商工観光課長補佐 ただいまの水梨委員の御質問にお答えいたします。

ブリアントヴィルうしくですが、410万円、内訳を申し上げます。

会議費1万円、これはお茶代、通知送料です。工事費、仮設電気工事等で90万円、委託費180万円、これ装飾費、デザイン等々です。光熱費が5万円。すみません、もとい、会議費2,525円支出いたしました。工事費が67万9,223円、委託費が127万5,030円、光熱費が1万6,282円、これはエスカードの使用分です。それと催事費が35万3,152円、これは出演者の謝礼や音響機材の借り上げなどに使っております。ポスター、パンフレット類の印刷製本費で9万8,679円、消耗器材費、ボトルツリー、ワインの空き瓶で作ったツリーが71万5,550円、消耗品費がLEDライト、ケーブル等で149万3,381円です。内訳はこのようになっております。

集客効果なんですけれども、点灯式の際にちょっとしたイベントを行ってございまして、去年はちょっと派手にはできなかつたんですけれども、協賛のぶどう園通り商店会が、いつもやっているとてつもない大抽せん会をやってくれてございまして、にぎわいの一つになっております。市民の声としては、よく言われるのが電気料こんなに使っているのかということなんですけれども、電気代はそれほど、LEDなので、金額も今申し上げたとおり2万円以下ということになっております。夜帰ってきて明かりがあるのはほっとするなという声は聞いております。

以上です。

○藤田委員長 建設部次長兼都市計画課長。

○藤木建設部次長兼都市計画課長 都市計画課藤木です。よろしく願いいたします。

ひたち野まちそだて協議会の負担金の内訳ということでございますけれども、内訳といたしましては、協議会の会費として1万円を出しております。それと、協議会が実施しておりますウインターイルミネーション事業への負担金として残りの159万500円、合わせまして160万500円というふうになっております。

協議会の構成なんですけれども、有識者というよりは地元の方のメンバーが集まっております、会員としては地元の行政区さんと駅周辺の企業さんが会員として活動をしていただいているという状況です。ちなみに、今年度も来月18日、点灯式がありますのでお知らせします。

以上です。

○藤田委員長 水梨委員。

○水梨委員 ありがとうございます。

ひたち野うしくは、とてつもない抽せん会だったりその辺はないんですか、その辺は。地元の方のか、ひたち野うしくの駅前だったりとかも何か催物今年もたしかあったと思いますので、引き続きひたち野うしく周辺も盛り上げていけるような形で、ぜひ好評であれば実施していただきたいと思います。すみません、ありがとうございます。大丈夫です。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。出澤委員。

○出澤委員 おはようございます。よろしく願いいたします。

私から、まずは300ページ、0106「ハートフルクーポン事業」ですね。改めて、このハートフルクーポンの販売対象と参加店舗の状況について、ちょっとお聞かせください。

○藤田委員長 商工観光課長補佐。

○出澤委員 ごめんなさい、まとめてですもんね。すみません。

同じく300ページ、次は0107「企業を誘致し、進出希望企業を審査する」、これの具体的な内容、成果と今後の課題なども教えてください。

もう1点の300ページのほうが0108「物価高騰に対する運送事業者の運営を支援」というところですが、これも対象の事業者についてまた詳しく教えてください。

以上です。

○藤田委員長 商工観光課長補佐。

○野崎商工観光課長補佐 まず、ハートフルクーポン券事業についてお答えいたします。

ハートフルクーポン券事業は、従来4年度は、対象者は市外、市内問わず1世帯当たり10万円を上限として12か所で発売しておりました。前期が6月1日、後期が12月1日ということで発売しておりました。前期が2億円、後期が3億円、プレミアム分は10%です。これが概要なんですけれども、今年度ちょっと大きく変わるかもしれないので、今手続中ではあります。

それと、物価高騰対策の運送事業者への補助金なんですけれども、物流が市民の生活に欠かせないということで、倒産件数もかなり多いというデータもありまして、去年からやっております。対象者としては、市内に営業所または事業所を有する法人または個人事業主となっております。そして、申請日時時点で今後も事業継続の意思があるということ、それと、ほかの似たような補助金を受け取っていないということが条件となります。具体的には黒ナンバーが1台当たり3万円、緑ナンバーが5万円ということで交付しました。上限額を設けまして、上限額は100万円です。周知も広報紙で2回ほど行ったんですけれども、緑ナンバーは大手でもありまして、運送協会に入っているような会社はいいんですけれども、149台ぐらいあるとこちらの調査で分かっている黒ナンバーについては、ちょっと拾い切れなかったことがありまして、予算よりちょっと大分少なくなりました。

それと企業誘致ですけれども、すみません、順番が逆になりましたけれども企業誘致ですが、この奨励金は、まず市内に製造運輸情報通信業を営む企業がこちらで工場や事務所を建設する場合に、または増設する場合に交付するものでありまして、まず流れとしては、新設・増設の稼働をするまでにこちらの認定を受けていただきます。それで翌年に納税していただくんですけれども、その納税額、固定資産税及び都市計画税相当に当たるものを、認定から翌々年度になりますけれども、その相当額を交付しております。令和元年から3年度まではかなり多額の約3億円ぐらいの支出があったんですけれども、ここ数年それほどの支出はないです。

以上です。

○藤田委員長 環境経済部長。

○大徳環境経済部長 すみません、出澤委員の質問に少し補足と、少し整理させていただきます。

まず漏れがあったかなと思うんですけれども、ハートフルクーポン券事業なんですけど、買える方は市内、市外問わずとお答えしたんですが、対象事業者ということで店舗さんなんですけど、こちらの商工会に加盟している店舗さんで、商工会で募集をして手を挙げていただくような形。

企業誘致の事業なんですが、今、企業誘致の奨励金ということで市内に製造業ですとか運輸業とか倉庫業とか、そういった業種である一定の要件を満たした場合に、固定資産税、都市計画税相当額が3年間免除というか、一度払っていただいてそれをお返しする、奨励金としてお返しするというような事業。この事業は「企業を誘致し」というような事業名称にはなっているんですけども、実際、奥原、桂の工業団地内には現在のところ空きの用地がないということから、積極的な企業誘致というのは行ってはおりません。

それと物価高騰の補助金については、今大体説明したとおりなんですけれども、運送業、黒ナンバーに3万円、緑ナンバーは5万円の補助ということで行いました。

補足、以上でございます。

○藤田委員長 出澤委員。

○出澤委員 ありがとうございます。

ハートフルクーポンのほう、市内、市外問わずということで、これは僕は、大変大きい意義があることだと思うんですね。一説によると、本年度変わるところはこの部分じゃないかということをお聞きしているんですが、これは市民に対する補助なのか、それとも販売する店舗の受益がメインなのかというところで、考え方によって多少違うと思うんですね。市民への補助が目的になると、やっぱり市外に出しちゃって税金を市外の人に使うのかという批判もされると思うんですけども、ただ一方で、市内の事業者を助けるという意味では、市外の人からも広く可処分所得を集めるという意味からは、市外の人に販売する意義も大きいと思うんです。本年度変わるところがもしあるのであれば、それもお伺いしたいのと、あと、企業の誘致のほうは今現在ある企業が新しくということの理解でよろしいんですかね。全く市内に関係ない企業が進出する場合というのは適用されないという理解でしょうか。以上2点お願いします。

○藤田委員長 商工観光課長補佐。

○野崎商工観光課長補佐 まず、ハートフルに関してお答えします。もともとの趣旨としては事業者支援ということで、それで市外、市内問わずとにかくお金が落ちればということで始まった制度です。ただ、今回市長替わりまして、市長も市民生活の一助となるようなことをお考えのようでしたので、これから、はっきりとは今申し上げられませんが、市民にも還元もっとできるような制度になるかと思われまます。

企業誘致ですけども、市内に新設あるいは増設なので、新しい企業が進出してくるのを妨げるものではありません。

以上です。

○藤田委員長 出澤委員。

○出澤委員 そうですね。ハートフルクーポンのほうは、やっぱり今お話ししたようにどちらをメインに考えるのかというところで、多分大きく制度が変わってくると思うんですね。そこは僕がどうのと、市長のお考え、担当の方のお考えがどう反映されるかというのは、今後も注意深く見ていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上になります。ありがとうございます。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。伊藤委員。

○伊藤委員 よろしく願いいたします。

では、3点伺います。

270ページ、0115「住宅用LED照明等の買換え費用を助成する」、こちらの実績について伺います。

次に、280ページの0108「ふれあい訪問収集を実施する」、こちらの利用するに当たっての申請の仕方を伺います。

続いて298ページ、0104「消費生活センターを運営する」、これはどのような相談が来ているのか、相談内容は様々であると思いますが、どのような対応をされているか伺います。

○藤田委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 環境政策課飯島です。お答えいたします。

住宅用LED照明等の買換え費用を助成する事業の実績につきまして御報告させていただきます。お手元に事業別の実績調書というのをお配りさせていただいているかと思うんですが、それを基に御説明させていただきます。こちらにつきましては、住宅に設置されている白熱灯や蛍光灯をLED照明等に買い換えるための費用として、1世帯2万円分のLEDクーポン券を市民の方に交付いたしました。1世帯につき2万円ですね。申請期間が令和4年の12月12日から令和5年の1月31日まで受付をしまして、申請件数が1万1,930件ございました。そのうち、審査等を経まして発行した世帯数が1万1,139件、こちら審査の内容としましては、市税等の滞納がない方、また、ダブって世帯主の方以外に申請が上がっていないかですとか、1世帯につき1つであったり、あとは住所地、市内に居住している方で間違いないかとかを審査をしまして結果、1万1,139世帯の方に交付を決定して、簡易書留にてクーポン券を郵送しております。それで、発行額の合計が2億2,278万円となっております、そのうち、換金件数が1万5,961件、換金額が2億1,577万6,000円となりまして、換金率が95.2%となっております。

LEDの照明灯の取扱い事業所数、こちらが商工会に登録していただいている事業所さんとなっております、全部で46事業所となっております。実際、令和4年度中に1月31日までに申請のあった方のうち2億円分、1万世帯分については12月補正で計上したんですが、その分ちょっと予想より申請件数が上回りましたので、利用期間を当初2月28日の利用締切りだったんですが、それを3月31日まで、追加で1万件を超えた分につきましては3月までの利用にして、予備費を充当しまして追加交付分に充てまして、1万を超える分については発行しております。3月までの利用期間分につきましては、事業所への換金が翌年度になりましたので、その分を繰越ししている状況でございます。

以上です。

○藤田委員長 廃棄物対策課長。

○岩瀬廃棄物対策課長 廃棄物対策課の岩瀬です。よろしく願いします。

ふれあい訪問収集、こちらのほうについてお答えさせていただきます。

申請につきましては、親族の方や民生委員さん、ケアマネジャー、ヘルパー等、本人の承諾を得た上で申請をすることが可能となります。その後、現地のほうで状況を確認するために日程調整等を行いまして、現地でケアマネジャーさんやヘルパーさんを交えながら、ふれあい訪問収集が必要かどうかということ判断させていただいております。

以上になります。

○藤田委員長 商工観光課長補佐。

○野崎商工観光課長補佐 伊藤委員に、消費生活センターを運営するについて御質問にお答えします。

まず、どのような相談が来ているかですけれども、大変多いのは屋根工事、点検に来ましたということで高額な工事と契約してしまうというのが大変多いです。あと、お試しということで1回で申し込んだつもりが定期購読になっていたというのも大変多いです。それから、4年度は脱毛エステサロンが柏のお店が倒産してしまって、ローンを組んでいるので、その支払いはしなきゃいけないのかというのが短期的に来ました。あと、注文していない商品を、注文していないのに送りつけられて、そのまま請求書が来ってしまうようなのも件数多かったです。それから、身に覚えのない支払い請求、クレジットカードを勝手に第三者に使われてしまったという相談もありました。

このように相談内容は様々なんですけれども、今、消費生活センターでは国家資格を有する相談員が2名おまして、大体年間500から600件ぐらいの相談をさばいております。相談員の域としましては、企業と対峙するときどうしても立場が弱くなってしまふ消費者を、対等な関係にまで引き上げるということを目的としております。アドバイスしたり提案もするんですけれども、内容によっては警察に情報提供したりですとか、あと弁護士さんに相談したりということもあります。最近、悪質な事業者が本当に巧妙な手口、複雑な手口になっているので、1件が完結するまでの時間が大変長く、それから相談者さんがちょっとクレマー化してしまうこともあって、それが今の課題となっております。

以上です。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。磯山委員。

○磯山委員 2点お願いいたします。

まず、314ページの0152の「通学路の安全確保のため市道を改良、舗装する」ということなんですけれども、これは、通学路となると全てじゃないですが大体が歩道だと思ふんですけれども、このお金でどういうことをしているのか具体的に教えていただきたいのが1点です。

もう1点なんですけれども、318ページの0105の中の「ひたち野地区宅地開発検討」ということなんですけれども、これは東猫穴のことなのか、東猫穴のことであつたら、今どのような感じになっているのか、検討事項なんかもあればそれも踏まえてお答えお願いいたします。

以上です。

○藤田委員長 道路整備課長。

○加藤道路整備課長 道路整備課加藤です。よろしく申し上げます。

今の磯山委員からの御質問にお答えいたします。

まず、314ページの0152「通学路の安全確保のため市道を改良舗装する」、こちらの事業につきましては繰越しの事業になっております。こちらの事業で整備している路線としましては、まず、神谷小の進入路であります1013号線、それと東下根地区になるんですけども、総合運動公園の東側になります市道52号線、あと、県南水道さんに行く遠山のほうから抜けていく道の53号線ですね。それと小坂町地内になるんですけども、国道408と鎌倉街道をつなぐ市道56号線。こちらの路線と、あと市内の交差点箇所になるんですけども、そちらの交差点対策ですね。交差点の横断歩道の隅切りのところに車止めのポールを立てるような事業としてやっております。その中で、もちろん工事費として各路線の工事費及び歩道の新設設置等の拡幅になるようなものにつきましては、補償費ですとか土地購入費のほうも計上させていただいております。

以上です。

○藤田委員長 建設部次長兼都市計画課長。

○藤木建設部次長兼都市計画課長 「都市計画を適正に管理する」の中の「ひたち野地区の宅地開発検討について」ということの御質問にお答えいたします。

御質問のとおり、こちらにつきましては東狹穴地区の宅地開発に向けた業務となっております。先ほど、業務の内容といたしましては市街化区域編入などの都市計画変更の手続や協議、それから土地区画整理事業の事業計画の作成、それから土地区画整理準備組合の支援業務などを行っております。

今現在の進捗状況といたしましては、今まさに市街化区域編入の手続を行っているところであります。今年度中には市街化区域編入の予定になっております。それを受けまして、すぐに今度は組合の設立認可と土地区画整理事業の事業認可を、来年度取得をしまして、令和7年度から工事の着手をしていきたいという予定でおります。最終的には、今の予定ですけれども、令和11年に換地処分を予定しているというような状況です。

以上になります。

○藤田委員長 磯山委員。

○磯山委員 先ほどの通学路のことなんですけれども、こちらはあれですか、例えば行政区であるとか近隣の方からの依頼があってやっているのか、それとも市のほうでパトロールなりなんかして気がついた形でやっているのか、両方あるのかどうか、そこのところちょっと教えてください。

○藤田委員長 道路整備課長。

○加藤道路整備課長 こちらの事業につきましては、もちろん行政区さん等の要望もそうですし、あとは教育委員会との通学路点検、こちらのほうで毎年回っているんですけども、そういったところから、学校等の要望が出ているところなんかの箇所も含めて課内のほうで協議して、整備する路線、箇所等を決めまして、あとは国の補助金なんかも使うために路線を整備したりという形で、路線として、箇所としてはそういった形で選定のほうをしております。

以上です。（「終わります」の声あり）

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。甲斐委員。

○甲斐委員 よろしくお願ひします。

3点です。

まず、262ページです。「飼い犬を登録し、狂犬病を予防する」、26万6,000円、200か。前回私一般質問でもちょっとお伺いしたんですけれども、この決算は犬のほうだと思ふんですけれども、猫、その後どうなったかと、あと、答弁内容の中で他市事例を参考に協議会検討していくというお答えいただいているので、あれから3か月どのように動かれたのか、ちょっと内容を確認したいと思ひます。

あと、2点目として302ページ、「牛久市観光協会を支援する」の決算なんですが、これ通年ちょっとお伺いしています事業内容を確認取りたいと思ひます。あと加盟者、市内事業者だと思ふんですけれども、数をお尋ねします。あわせて2番項のいばらき自慢運営補助金が、ちょっとこれ私、意外と出しているなど思っているんですけれども、ここの内容を、確認の意味で細かく再度お尋ねしたいと思ひます。

3点目が土木費のほうなんですが、306ページかな。「道路施設を維持補修する」ということで、306から308に行くと思ふんですけれども、まず18番、業務の道路補修ですね。何というんでしょう、補修をする条件等がもしあるのであればお伺いしたいというのと、その下の3番のスズメバチ駆除、これは議会でも取上げが入っていましたが、この2点、ちょっと市民要望的なものが寄せられる声が本当に多いので、道路を補修条件がもしあるのであれば、そのような優先順位等を教えていただひいて、あと、今後どれぐらい担当課のほうで把握して見込んでおられるのか教えていただひきたいと思ひます。スズメバチに関しては実績といひますか、どちらを対応したのかということでお願ひします。

以上3点です。

○藤田委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 お答えいたします。

飼い犬を登録し、狂犬病を予防する事業につきまして、6月議会で甲斐委員さんのほうから御質問いただいた件ですね。ほとんど犬の予算ではあるんですが、猫のほうの予算も取っておりまして、飼い主がいる猫、飼い主いない猫の去勢避妊手術費の助成を行っている予算は取っております。また、今年古河市のほうで猫の登録制度が発足したということで大変話題になったところなんですが、そちらにつきましては、現在のところ牛久市としましては、狂犬病予防法に犬につきましては登録義務づけられておりますが、猫はまだ義務づけ等にはなっていないということ、また、猫につきましては基本室内飼ひをお願いしていること等もござひまして、逃げ出したりするということはあまりないのではないかと、登録は基本飼っている猫の登録ということなので、今のところ考えておりません。ただ、外で飼っていたり、また外の猫に餌をあげてしまっていたりして、その猫が子供を産んで今現在繁殖しているというケースが大変多くなっております、ボランティアさんと協力しながら今も五、六件動いていまして、捕獲をして手術をし

て、また放す。餌をあげている方には終生飼養、もう猫が亡くなるまで面倒見てくださいねとお願いをして、了承いただいてから手術をしているという状況で、今五、六か所動いているところでございます。

また、猫を飼っているんだけども独り暮らしの高齢者の方が入院してしまったり、飼って餌をあげる人がいなくなってしまうたり、あとまた11月、今度来月になるんですが、もう30匹近くアパートの中で飼っているのに、いなくなってしまった。ずっと家賃も払っていないので大家さんが強制的に退去してもらおうということで、この猫どうしようかということで、今もボランティアさん動いてくれているところでございます。ほかの市のボランティアさんとかも協力して、牛久市の協力員さんと共に進めていただいているというケースもございます。そういったことを今、猫のほうは進めているところでございますので、登録については今のところ考えておりません。

協議会の状況なんですけれども、今ボランティアさんにも協議会のことについては相談したりしてしまして、ぜひ発足してほしいという声が多く聞かれているところでございます。また、獣医師さんのほうにも、まだ全員の獣医師さんにはお聞きしてはいないんですが、いいんじゃないのということで、今まだお二人の方にしかお話しとかしてはいないんですが、まずはほかの獣医師さんにもお話しさせていただきたいので、来年2月に獣医師さんが集まる会議、第5支部というんですが、市内の獣医師さん集まる会議がございまして、そちらにボランティアさんもよろしければ御参加いただけますかということをお声かけさせていただきまして、獣医師さんとボランティアさん集まって協議会発足についてどうするかとか、あとはまた今懸案事項となっているペットの同行避難とか、そういったもののガイドライン等も作成しておりますので、そういったものの御意見等もいただくなど、そういう場を来年の2月に設けさせていただきたいなと思っているところで、今まだ正式に決定してはいないんですが、相談している状況でございます。その後、協議会の発足に向けて引き続き協議していきたいと思っています。

以上になります。

○藤田委員長 商工観光課長補佐。

○野崎商工観光課長補佐 観光協会についてお答えします。

まず、事業内容なんですけれども、コロナ前にやっていた観光巡りとかそういったことはちょっとできませんでした。大体、市内のイベントの協賛ですとか、4年度はJRの「駅からハイキング」に参加いたしまして、10月の5日間で300名が参加されるようなことがありました。あとはキューちゃんグッズとか、市内、市外で催されるイベントにキューちゃん焼きで出店いたしました。こういった内容です。

それと加盟者数なんですけれども、ちょっと今正確な数字はないんですけれども、大体170ぐらいです。市外の業者さんも入ってはいます。

それといばらき自慢の支出なんですけれども、人件費ですね。もともとは観光案内機能も一緒に持たせるということで、観光協会から補助金もらっているんですけれども、一番大きいのが人件費ですね。エスカードビルの賃借料も大きいです。品目も増えまして、大分4年度は売上げも

徐々に上がってはおります。

以上です。

○藤田委員長 道路整備課長。

○加藤道路整備課長 「道路施設を維持補修する」の事業の業務、道路補修の条件等と今後の見込みについてということなんですけれども、こちらにつきましては、市内業者さんと牛久市のほうで補修の協定を結ばせていただいております、舗装の破損ですとか側溝の部分的な壊れですとか、あとは道路構造物の破損ですね。こちらのほうを早急に直すという意味で協定を結んで、協定を結んだ業者さんのほうに依頼して部分的な補修という形で実施させていただいております。こちらの依頼の条件というものは基本的には特にございませんので、基本的に道路の破損ですとか構造物の破損、あとよくあるのはちょっと水たまりができてしまうとか、内容によってはなかなか対応も難しい内容もあるにはあるんですけども、基本的にはそういう軽微な補修という形で実施しております。

今後の見込みということなんですけれども、ほかの事業と違って路線で整備したりというものではないので、ある程度今までの見込みで月大体900万とか、そこら辺の実績で補修を実施しておりますので、今後なるべくそういう補修等がないように路線の整備としてやってはいきたいと思っておりますけれども、継続して、この補修委託のほうも同じような形で並行して実施していくように考えております。

あともう一つ、スズメバチの駆除についてなんですけれども、こちらのほうは実績になります。実際今回やった場所が新地町になりまして、そちらの道路用地の部分から生えている木がありまして、そこにスズメバチの巣がありまして、土地所有者が牛久市道路整備課の管理の道路用地ということになりますので、そこで道路整備課のほうで業者に依頼して、スズメバチの駆除を実施したというものになります。

以上です。

○藤田委員長 甲斐委員。

○甲斐委員 ありがとうございます。

2点ほど再質問します。

まず観光協会なんですけれども、先ほどもちよろつと言っちゃったんですけれども、最近の国内と県内の観光産業に対する取組は、すごいどの自治体も力を入れているのを多分皆さん感じていらっしゃると思うんですけれども、市長交代に伴って、市長もその辺は注力していくというような話をされている中で、観光協会の役割はすごく大事だと思うんですよね。それが何かちょっとよく分からないんですよ、今の話だと。事業者も、今度ちゃんと話しますけれども、事業者向けの事業をやっているのか、観光客向けの団体組織であるのかという明文化がされていないんですよ。それを今後改善課題としてやっていく意思があるのかという質問で、再質問させていただきます。

それと道路のほうは、都度補修は理解したんですが、全体的な、市の全体的な補修箇所というのを本当に予測でやっているとおっしゃっていましたがけれども、実際私、経年劣化の部分の住民

相談すごく多くて、私栄町ですけれども、栄町の人じゃないところから入ってくるんですよ。その辺の把握状況は、庁内で統一して担当課のほうでやっているのかどうか。再度、申し訳ないんですがお尋ねしたいと思います。

以上2点です。

○藤田委員長 環境経済部長。

○大徳環境経済部長 再質問1点目、観光協会の在り方というか、どういう方向性なのかということで、これ以前、甲斐委員のほうからも一般質問等でもいただいています、笠間市の事例ですとかを調査して答弁した記憶があるんですけれども、まさに今御質問あったとおりで、沼田市長は観光のほうかなり力を入れたいという御意向でいらっしゃいます。今、方向性についてどうしていくというのはここで申し上げられるものではないと思うんですけれども、沼田新市長の意向というか、市長の公約とか意向とか反映した形で、観光強化の在り方というものこれから変わっていくのではないか、変えるべきではないのかというのは、実際確かにおっしゃるように、ちょっと曖昧な位置づけになっているというのは確かではありますので、こちらは考えていきたいというか、今のままではよくないなというのを感じますので、在り方については、市長の御意見踏まえながら考えていきたいと思います。

以上です。

○藤田委員長 道路整備課長。

○加藤道路整備課長 維持補修、道路の補修委託の全体的な把握等というところなんですけれども、こちらにつきましては、市のほうで委託している青色パトロール等の実施の際の報告と、あと道路整備課職員のほうでもパトロール等実施しておりまして、そちら等で把握したところにつきましては、事前の連絡の前に市のほうで対応したりということでやっておりますが、やはり市内全域となりますと、延長数もかなり多いところがありまして、まだ地元の方からの連絡通報等をいただいて現地の調査、補修、実施というのが今現状の形としてはそういう状況であります。その中で軽微でないものにつきましては、路線としての整備等することができるかどうかも含めまして課内のほうで検討して、事業化できるのかどうか等を検討しております。

以上です。

○藤田委員長 ここで暫時休憩いたします。再開は11時10分といたします。

午前11時00分休憩

午前11時10分開議

○藤田委員長 休憩前に引き続き、決算特別委員会を開きます。

質疑のある方は御発言願います。杉森委員。

○杉森委員 おはようございます。

環境経済部の関係で3問、最初にやらせていただきます。

266ページ、「地球温暖化対策を推進する」という0108のところですか。この中で、環境配慮型機器の導入補助金というのがあるわけなんですけれども、資料を拝見いたしますと、昨年度は実

質補助をする対象としては、燃料電池型のコージェネと蓄電池の2つというところに絞ったということが書かれていたわけですが、その前の段階では潜熱回収型の給湯器、それと住宅用自然冷媒ヒートポンプ給湯器というものも入っていたわけですが、それぞれが、例えば潜熱回収型のは622件、自然冷媒ヒートポンプというのは65件の応募があったわけですが、それがなぜなくなったのかというところが1つお聞きしたいところでございます。そしてまた市民からどのような、それに対する反応があったかというところを聞かせていただきたいと思います。

それから274ページ、0101「一般廃棄物を収集する」というところですが、資料を拝見しますと、可燃ごみの排出量というのがあまり減っていないという感じがいたします。不燃ごみですとか資源物は、資源物が減るということはいいことなのかどうか分かりませんが、一定の減少を見せているわけですが、可燃ごみがあまり減っていないような感じがしたわけですが、それをどのように考えているか、見ているかというところについて。また、その原因ですね。それについての見解をお聞きしたいのと、可燃ごみについては組成分析というのをやっておられるかと思いますが、最近の中身というのはどんな状況になっているのかというところ、お聞きしたいと思います。

それから、298ページの0102の「牛久商工会の運営を助成する」ですが、10月からインボイスが始まっているわけですが、商工会に対して、それについていろいろな悩みとか御意見や何か寄せられているのか、あるいはこちらの市役所のほうにそういったものが今寄せられているのかどうか、寄せられているとしたらどういうふうな内容なのかについて、状況について御説明をいただきたいと思います。

以上3点です。

○藤田委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 お答えいたします。

地球温暖化対策を推進する事業につきまして、現在は家庭用燃料電池コージェネレーションシステム、エネファームですね。そちらと、あと太陽光発電に接続する蓄電システム、家庭用のですね。そちらに補助を出させていただいております。エネファームにつきましては1基につき4万円、蓄電システムについては1基につき5万円を助成しているところでございます。その前に、令和3年度の前につきましては、それに合わせて、先ほど杉森委員からもお話ありましたように住宅用潜熱回収型給湯器、ガス式というものに、28年度から令和4年度までのトータルで522基、令和4年度までにはなっていないですね、失礼しました。助成していたのが令和2年度までになるんですが、トータルで522基ということで、こちらはよく言うエコジョーズというもののなんですが、こちらがガスで給湯するというものでございます。出た熱を再利用するというところでもあるんですが、そういうものと、あと住宅用潜熱回収型給湯器、灯油式というものになります。こちらがエコキュートというものです。失礼しました、エコキュートじゃなく、ごめんなさい、そちらのガス式と灯油式があります。そちらはゼロ件なんですけれども、住宅用自然冷媒ヒートポンプ給湯器、こちらが65件、令和2年度まで行っていたんですが、こちらにつきましてはエコキュートというもので電気で給湯するという、ヒートポンプ式でエアコンの原

理を利用しているというものみたいなんですけれども、こちらが電気で給湯するというもので、主に電気製品をつくっている会社などが製造しているものですね。こちらが1万円ですかね、1基につき1万円補助しておりました。先ほどのエコジョーズも1万円補助していたんですが、一定の成果が見られたということと、あとは二酸化炭素の削減量がさほど、エネファームや蓄電システムに比べてさほど大きくないという現状もありましたことから、当時の判断で、こちらにつきましては一定の成果が見られたということで、廃止になっているところでございます。

それに伴って、特に市民の方から何でやめたんだろうか、復活してほしいという声は私から来てから、令和4年4月からなんですけど、令和4年以降は特に来てはいない状況でございます。

エネファームや蓄電システムにつきましては、引き続き補助のほうは続けていきたいと考えております。こちらのほうは二酸化炭素の削減量もとても大きくなっていて、エネファームについては1台当たり1年につき1,400キロの二酸化炭素が削減になる。また、蓄電システムについては1台当たり1年1,800キロの二酸化炭素の削減になるということで、非常に有効な手であるという判断から継続して補助している状況でございます。

以上になります。

○藤田委員長 廃棄物対策課長。

○岩瀬廃棄物対策課長 それでは、可燃ごみの減っていないということ御質問いただきましたので、それについて御回答したいと思います。

可燃ごみなんですけれども、家庭系の可燃ごみにつきましては、昨年度と比較しまして約242トン減少しております。あまり可燃ごみが減っていない理由というのは、事業系ごみ、事業所から出るごみですね。そちらの可燃ごみが逆に、昨年度と比較しますと130トン増えているような状況になります。そういったところから、減少というのが大きくなかなか出てきていない、減っていないのかなというところと判断しております。こちらを下げするためには、市のほうとしても家庭ごみを減らすために生ごみ処理容器とかを使って補助金を出すという形を取っているんですけれども、大体燃えるごみの中でも約40%が生ごみということになりまして、生ごみというのはほとんど水分になります。水分を飛ばすことによって、なくすことによって可燃ごみの量も減るといようなことで考えてございますので、そちらのほうは引き続き力を入れながらやっていきたいと思っております。

それと組成分析なんですけれども、前回は行ったのが令和元年度になります。こちらのほうで燃えるごみの中の組成分析をさせていただきました。今後計画がございまして、10年の廃棄物の計画があるんですけれども、そちらのほうで中間の5年間を迎えますので、そちらの中でまた組成分析をして、今の状況を把握したいと考えてございます。

以上になります。

組成分析の元年度の結果というのは出ております。こちらの大きなものをお話しさせていただきますと、生ごみ関係が全体の約40%ほどを占めておりまして、そのほか26%ほどを紙類が含んでございます。あとプラスチック関係で約18%、大きなものとしましては、こちらのほうが可燃ごみの中に含まれているものになってございます。

以上です。

○藤田委員長 商工観光課長補佐。

○野崎商工観光課長補佐 インボイスについてですけれども、商工会とは頻繁に会っておりますけれども、インボイスについての話は全く出たことはございません。臆測ですが、経営指導員が個別指導で年間1,000件ぐらい回っているのです、それで事足りているのかなという想像はしております。

以上です。

○藤田委員長 杉森委員。

○杉森委員 環境配慮型機器の導入補助ということですが、確かに燃料電池というのはガスが発生するわけじゃないですから、効果は一目瞭然ですが、私は潜熱回収型というほうもばかにできないんじゃないかなと思うんです。つまり、製造会社の説明だから100%それを信じるということもできませんけれども、いわゆる200度の廃熱を廃棄するということではなく、それを回収して使うというところで、それが約2割に相当すると言われていたわけですから、2割そのものができるのかどうかというのはちょっと疑問もあるんですけれども、割合大きい技術じゃないかなというふうには思うんですよね。ですから、効果が低いという観点についてはどうなんだろうかなというふうに思います。

それと、あとやっぱり燃料電池のほうは高いですね、ちょっと購入する際の費用が。ですから、一般の人が買う場合に、そこまでのあれは行かなくても一定貢献できるということについては、再度検討してもいいんじゃないかと思えます。いかがお考えになるか見解を、今後の問題としてずっと駄目なんだということになるのかどうか、検討の余地はあるのかどうか、それについてもお聞かせいただきたいと思えます。

それと廃棄物のところでは、私これ、同じあれを一般質問で15年前にやったんですよ。大体同じなんです、組成比率がね。全く同じだったのは生ごみ40%。それで、これはなかなかコンポストの問題ですとかいろいろ当時から言われていますけれども、なかなか減るのが難しいというところで、あと紙類というのは当時もうちょっと高かったですね。30%に近かったです。それが26%に減ったというところは、全体の中での組成比率ですから、それだけで喜ぶかどうかというのはありますけれども、それでも26%あると。そして、プラスチックについては増えているんですね、当時16%。それが今度18%に増えています。それで、今の国のほうもそうですけれども、プラスチック対策というところが一つの、海洋プラスチックの問題、御存じのようにあるわけですが、これはやはり本気で考えていかなければいけないことで、全国市議会議長会のところでも海洋プラスチックというのは特別対策委員会までつくって、今全国的にこの問題に対処しようということ動いているわけですが、牛久市としても、やっぱりこの問題はもうちょっと考える必要があるのかなと思います。プラスチック製品の回収の仕方というところも、一つの例が出ているのは、プラスチック類のごみ袋という形にしているところもあるようですね。プラスチックの容器だけではなくていろんな製品ありますよね、おもちゃから何から。そういうのを一緒にくたにしちゃうごみ袋なんですね。容器だけではない。そういうあれで

プラスチックの回収率を上げるというやり方、こういったことも一方では考える必要があるのと、あと紙類のところでは、特に全国的にやられているのはやっぱり雑紙対策ですよ。ですから、これについても牛久の場合はまだそれが十分やれていないというのが現状かというふうに思いますので、どのようにお考えになるか。それについてお聞かせいただきたいと思います。

インボイスのほうはお話ないということですので、特にございません。

以上です。

○藤田委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 お答えいたします。

こちら廃止となってしまった潜熱回収型給湯器、エコジョーズですね。あとはエコキュートですか、自然冷媒ヒートポンプ式給湯器なんですけれども、こちらにつきましては給湯をするというもので、出た熱でまたお湯をつくるというような、給湯がメインになっているような機械でして、今実際補助を行っているエネファームというものが、こちらは発電もしているんですね。エコジョーズ等はやっぱり議員さんおっしゃられたように10万円前後で設置できる、お手頃な価格で設置はできるんですが、給湯のみ。また、エコキュートも30万から70万ぐらいで設置できるけれども、給湯のみ。エネファームがちょっと100万ぐらいはかかってしまうんですが、ガスから取り出した水素と酸素が化学反応を起こして発電したり、そこから出た熱で給湯も行うという機械でございまして、こちら耐用年数も10年から20年程度もつということで、どっちかというところ今の傾向としては、エネファームの導入のほうが各家庭で増えているのかなという状況もあって、私の想像であるんですが、そういう傾向から廃止に至ったのかなというのもあります。ただ、やっぱりお手頃につけられる給湯器というのもあるので、需要が今後ないとも限りませんので、市民の方から御要望あったときにはぜひ検討させていただきたいと思っております。蓄電池につきましては、引き続き補助は行ってまいりたいと思っております。

以上になります。

○藤田委員長 廃棄物対策課長。

○岩瀬廃棄物対策課長 可燃ごみの割合なんですけれども、委員さんおっしゃるとおり40%台というのが過去を見ても出ているような状況でございます。紙類につきましては、だんだんと下がっている傾向ではあります。その要因といたしましては、今かなり電子化が進んでいる関係もございまして、可燃ごみ今まで出ていたものがタブレットとかそういったことで確認したり、記事とか新聞とかもそうですけれども、そういったものの普及によって紙類全体が少なくなっているのかなと。ただ、燃えるごみの中にはやはり資源に回せるようなごみも多く含まれているのが現状になります。こういったものを分別を徹底していけば、もっと可燃ごみというのは減っていくのではないかなと考えてございます。

それとプラスチック関係なんですけれども、こちら私どものほうも何とかしなくてはならないという形で考えてございます。実際に、委員さんおっしゃったように容器包装プラだとか製品プラだとか一緒にという形も当然ございます、考え方としまして。ただこちら集めたところで、その先、中間処理をしていただくところというのが今はないような状態です。今、こちらのほう

もどこかそういったところがあれば、そういったプラスチックの回収の仕方ということを見直しながら再資源化という形で取り組むことができますので、そこについてはいろいろと情報を集めている最中でございます。

以上になります。

○藤田委員長 杉森委員。

○杉森委員 燃料電池のほうのあれは、やっぱり技術的には優れているので、どんどん広がっていったらいいと思いますけれども、おっしゃるとおりやっぱり高いということがありまして、以前は県のほうの補助もあって、9万円ですか、補助があって大変多い応募があったというふうにありますけれども、今4万円でしたっけ、下がって。100万単位のあれで4万円という、ほとんど補助という感じがしないぐらいのあれなので、実際に応募も極端に減ってしまったような感じを見えるんですね。ですから、やっぱりそれぞれの市民の家計の問題というのも考えながら、しかし環境問題は進めていくということで考えていただければなど。これは最後の希望です。

それから、ごみのほうの問題については、紙類の関係はやっぱり特に雑紙対策というところでは、どうやるのかというところはいろいろ各自治体も工夫していますので、そういったところをもっといろいろ見ながら、自治会との協力というのは一つのポイントかなというふうには思いますけれども、それだけではなく、いろいろな手法が行われているようですので、ぜひ紙の削減というところも積極的に行っていただきたいなというふうに思います。

以上です。これも結構です。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。柳井委員。

○柳井委員 先ほど質問と答弁があった300ページの企業誘致の件で質問をさせていただきます。

先ほどは実績ありました。私は常日頃から、もう企業誘致、牛久は力を入れてほしいなど、どんどん新規の進出企業来てほしいなどいつも思っていますもので、その面からの質問をさせていただきます。

それで牛久市は、そういう進出してほしいという発信のようなものを昨年やったのかどうか。それから、牛久に進出したいというような気持ちで問合せとか何かがあったのかどうか。昨年ばかりでなくても結構なんですけれども、そういう傾向というものを聞かせていただけたらと思います。それが1つです。

それから、318ページの「市民や来訪者に分かりやすいサインを計画的に設置する」、これについては内容どのようなサインを設置してきたかというのをお聞かせいただけたらと思います。

以上でございます。

○藤田委員長 商工観光課長補佐。

○野崎商工観光課長補佐 企業誘致についてお答えします。

昨年度、先ほども部長からあったと思うんですけども、工業団地がちょっと今空きがない状態なので、特にこちらから発信するということはございませんでした。

それと問合せですけれども、昨年度は企業と不動産会社を含め、約五、六件問合せはございました。

以上です。

○藤田委員長 建設部次長兼都市計画課長。

○藤木建設部次長兼都市計画課長 サインの関係の御質問ですが、昨年度は牛久駅、ひたち野うしく駅周辺の案内板の更新ですね。内容の更新を行っております。内容変えた部分は、住井すゑ文学館を追加して、あと二所ノ関部屋の案内といたしますか、位置的なものを追加するという内容で、牛久駅、ひたち野うしく駅それぞれの更新を行ったというものでございます。

以上です。

○藤田委員長 柳井委員。

○柳井委員 牛久に進出したい企業の間合せ、あることはありましたよということで、少しは牛久市の、何ていうんですか、企業立地というのはどういうものかというのを、私らも牛久は本当に圏央道あたりいろいろな国道が2つもあたり、駅も2つあり、非常に便利なところで立地的にはいいところだろうと日頃から思っていて、問合せ全くないのかな、それともある程度は企業も条件がよかったら出たいという気持ちがあって、そういうあれがあるのかなと思っていたものですから、そういう問合せがあるということは、もうちょっと頑張ればというような気持ちも出てきますし、牛久の評価ということでも、そういう評価されているのかという思いがあって少しは気分がね。実績はありませんけれども、造成する以外に。ずっとこここのところありませんので、やりようでは頑張ればという思いもちょっと感じました。ありがとうございます。

以上です。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。出澤委員。

○出澤委員 ごめんなさい、ちょっとお待ちください。失礼しました。

266ページのバイオマスタウン構想についてちょっとお聞きします。約3,500万円ほどの予算が組まれていると思います。バイオマスタウンの詳細というのは、これによってバイオディーゼルやペレットを作成、つくって販売するといった事業が主かと思いますが、これ収支どうなっているのか。それと、これも多分導入されてから10年ぐらいたつと思うんですけれども、今後の展望等、それとこれ社会的意義に関してどのように考えるのか、教えてください。

以上です。

○藤田委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 お答えいたします。

「バイオマスタウン構想を運用する」の事業費の内訳なんですけど、主にバイオマス施設、ペレット、木質ペレット、住宅から出た端材などを利用してホワイトペレットを作成しまして、それを市の施設の空調機、冷暖房に利用したりですとか、あとは市の施設のペレットストーブ等に利用したり、あと学校等も利用したりしているほか販売も行っているんですけど、そういったものの製造、また、家庭から持ち込まれた廃食用油を利用してBDF、バイオディーゼル燃料をつくりまして、それを製造販売しているというような事業、材料費ですとか、またその販売、作成、製

造の業務の委託料ですとか、あとは施設の維持管理の経費が主なものとなっております。

委員さんにも資料としてお渡しさせていただいたもので、令和4年度BDFの製造量につきましては、廃食用油の回収量が13万7,744リットルのうち、BDFの製造量が4万5,770リットルになりまして、市役所と申しますか、自家消費分もあるんですが、工場内の産業用の車両に利用していただいたりですとか、県内での音楽フェスなどのイベント等に利用していただいたりとか、BDFは今後いろいろな利用が見込まれているところでございます。木質ペレットにつきましては、製造量が令和4年度で112.46トンになります。原材料の回収量が約113トンでございます。こちら、先ほどもお伝えしたように空調機器やストーブなどに利用しているところでございます。

今後やはりこちらの事業につきましては、バイオマスタウン構想によりましてバイオマス産業都市に牛久市が認定されておりますとともに、2020年には牛久市がゼロカーボンシティを表明しまして、2050年までに二酸化炭素の排出量と吸収量を実質ゼロにするという取組も行っていることから、こちらの事業は今後も重要であると考えておりますので、継続していきたいと思っております。

○藤田委員長 出澤委員。

○出澤委員 もちろん民間の仕事ではないので、収支だけを問題にしているつもりはありませんが、ただ多くの市税がこれ投入されているわけですから、その観点から見ることも必要かなというふうに思います。ゼロカーボンシティ、これがどれだけ寄与しているかという定量的な観測というか、そういった面でも計算というのはできるんですかね。再質問です。

○藤田委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 お答えいたします。少々お待ちください。

すみません、計算は出ているんですが、資料がちょっと探している状況でございまして。市全体の温室効果ガスがどのぐらいになったかというものが、あと市の施設で全体でどのぐらい削減したかというのが数値として出ているんですけども、市全体でというのが、最新ですと環境省から出てきているものが、令和元年度のものが最新でございまして、今年の12月に令和2年度の排出量が出てくる予定となっております。令和元年度につきましては、市全体の温室効果ガスの合計値が49万7,000トン削減ということになっているところでございます。そのうち、市の事業でこのバイオマス施設でのBDFとペレットの製造に伴ってどのぐらい削減したかという数値については、すみません、分かり次第また御連絡でもよろしいでしょうか。失礼いたします。

○藤田委員長 出澤委員。

○出澤委員 十分意義があるのかなというふうには今感じましたので、資料をまた頂ければありがたいです。これ、需要と供給のバランスで自家消費分も多いというふうに理解していますが、今後その販売に向けて、販売するということが需要が喚起していかないとなかなか売っていけないと思うんですよね。その辺どう考えているのかだけ、もう1点だけ、すみません、最後お願いします。

○藤田委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 お答えいたします。

BDFにつきましては、先ほど申し上げた産業用車両のほかに、B5軽油といって軽油の中にBDFを5%混ぜて、それは普通のディーゼル車に利用できるというものになりまして、それを製造する拠点が今、稲敷市のほうにある法人が拠点を建築中のごさいます、そちらが稼働すれば、そこに順次BDFを提供していくことになりますので、大分多くの、来年度の予算では多くの収入を計上して見込んでいるところのごさいます。

ただ、ペレットにつきましては新しい販売の開拓がまだうまく進んでいない状況でありまして、本当に自家消費分がほとんどになっている状況があります。これは本当に前からの課題になっているんですが、今後その販路を拡大して行って、今現状赤字で製造量のほうがとても多くなっている現状で、今後それが黒字化に向けて果たして見込めるのかどうかというのが、本当に今考えているところのごさいます、新しい市長になったということで相談していかなければいけないという状況。ただ、バイオマス産業都市に認定を受けている時点で、ペレットの製造というものもその事業に取り入れているところがありまして、認定を受けている以上は続けなければならないのか、また、その製造施設を造るに当たっては国からの補助も受けて製造している関係で、やめてしまうと補助金の返還等も考えられるということもありますので、その辺もちょっといろいろ調査して、今後については考えていきたいと思っている状況のごさいます。

以上です。

○藤田委員長 出澤委員。

○出澤委員 ありがとうございます。私、一般質問でも昨今の異常気象の面を取り上げさせていただきましたが、そういった観点からもかなり重要なことだと思います。詳しく説明ありがとうございます。これからも何とか黒字に向けてお願いします。ありがとうございます。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。伊藤委員。

○伊藤委員 よろしくお願いたします。

332ページ、0151「駅周辺環境を適正に管理する」というところで、事業内容を教えてください。

次に、312ページ、0103、同じ名目で314ページにも0153があります。「都市防災推進事業で市道を整備する」、こちらも事業内容を教えてください。

○藤田委員長 建設部次長兼都市計画課長。

○藤木建設部次長兼都市計画課長 0151「都市計画を適正に管理する」、こちらの事業の内容のごさいます、こちらの事業は令和3年度からの繰越しの事業のごさいます、牛久駅西口の駅とエスカード牛久を結ぶ歩道橋の耐震補強などによる長寿命化と、屋根ですね。屋根の設置のする工事を行ったものとなっております。決算といたしましては、令和3年度に前払い金等を支払い済みになっていますので、今回の決算の中にはその完了分の支払いということで計上されております。

以上です。

○藤田委員長 道路整備課長。

○加藤道路整備課長 道路整備課です。

まず、312ページの0103「都市防災推進事業で市道を整備する」、こちらは現年度、令和4年度事業の事業になります。事業内容としましては、団地内のU字溝整備、側溝整備ですね。蓋かけ、蓋と一体型のU字溝に整備するという事で、有効幅員を広げるということで事業をしております。事業箇所としましては2か所の工事になります。松ヶ丘団地内の延長170メートルと、むつみ団地の団地内の側溝整備で延長80メートルの工事費が、こちらの0103、現年度のほうの事業の内容となります。

同じ事業名で314ページの0153「都市防災推進事業で市道を整備する」、こちらが令和3年度からの繰越しの事業となります。こちら事業箇所としては2か所になります。1か所目が東猫穴地内の、こちら側溝整備ですね。こちらのほうで延長が160メートルの工事費と、それに伴う補償費の決算の内容となっております。もう1か所が新地町地内、三日月橋の先の新地町地内の市道13号線の同じく側溝の整備ですね。こちらと、その側溝整備に伴います土地購入が一部ありましたので、工事費と土地購入費という形の事業になります。

以上です。

○藤田委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 再質問で、側溝の先ほど蓋かけというのもちよつと言っていらっしゃったと思うんですけども、そちらの蓋かけについてはどのように決められるものなんでしょうか。

○藤田委員長 道路整備課長。

○加藤道路整備課長 こちらの整備につきましては、都市防災推進事業というのが国庫補助金を使っての事業になりまして、その補助の要件というか、市内の全部の地域が対象となる形ではないので、そちらの対象になる区域の中で、特に牛久市、古い団地等多く、蓋のかかかっていない側溝の団地がありますので、それらの団地の中で補助の対象となる地域につきましては、ほかの団地も含めまして、整備の行政区等の要望等、優先箇所等も聞きながら、偏りないように一応団地内の行政区等と協議しながら、優先順位をつけて整備をしていっているという状況でございます。

以上です。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。甲斐委員。

○甲斐委員 3点お願いします。

まず歳入なんですけど、66ページです。雑収入の弁償金の右に行って東京電力賠償金とあるんですけども、250万の和解金であると思われるんですけど、2013年以降の経費について申立てをするかどうかのお考えをお尋ねします。また、令和4年度までに除染に要した費用、国庫補助金による補填額、東電賠償金入金額、それぞれの金額もお尋ねいたします。それが1点目です。

2点目が272ページ、0101「空き地の雑草除去を指導する」、970万8,610円で委託料が発生しているんですけども、こちらは基本その土地の所有者の責任で草刈り等を行われると判断しておりますけれども、これが委託で行政が行われている。まずそれがなぜなのかということと、委託されることがあったと思うので、委託に持って行くまでの何か条件等があるのか、

確認したいと思います。

それと282ページ、0112「生ごみ処理機の購入と修繕に補助する」ということで46万2,560円。こちら補助金の内容をちょっと確認取りたいと思います。これがどちらへ補助金が出されているのか、個人であるのか、団体であるのか。あと件数ですね。あと補助対象のまた条件もお尋ねしたいと思います。

以上3点でございます。よろしく申し上げます。

○藤田委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 お答えいたします。

まず、歳入の東京電力の賠償金につきまして御説明させていただきます。

4年度の歳入の250万円につきましては、昨年度の議会で御承認いただいたところなんですけれども、平成23年度、24年度に係る除染に要した費用のうち250万円を東電から賠償金として受けまして、それによって和解、近隣の6市町村、利根町を除いてなんです、和解をしたところでございます。こちら以外、その後、平成25年、26年以降もずっとこの除染の経費ですとか放射能対策経費がかかってございまして、次には、まずは平成25年度、26年度の除染に要する経費をどうしていくかということなんですけれども、現在、今年度なんです、25年度、26年度の除染に要する費用、また放射能対策の費用のうち、新たに時間外の除染に要した費用の時間外の人件費やホールボディーカウンターの検査の謝礼とか、そういったものが新たに認められたところがございます。令和5年度に追加で約150万円の入金があるから東電のほうからあった状況でございます。こちら5年度の決算になりますけれども、そういった状況がございます。こちらにつきましては、この和解をした後にも随時、新たにこういう経費も認めたほうがいいんじゃないかという東電のほうで方向が変わったというものがある、新たに認められたというものでございまして、随時これは認めましょうとか、ほかの判例とかも参考といいますか、そういう状況状況で随時変わってまいりまして、新たにこれも認められることになりましたので、対象になる経費があれば出してくださいみたいなことで、随時連絡を取り合いながら東電と進めておりまして、随時そういう入金もあるような状況で、今後も続いていくことにはなるかと思うんですが、それにしましても、まだ25年、26年度につきましては150万円が入金になったとしても、それ以外に未収額というものが、25年度につきましては150万引いても2,030万程度ですね。また26年度につきましても1,423万というような、そういう未収額がございますので、これにつきましては引き続き東電のほうに請求していくとともに、認められない、今の傾向としてはやはり時間内の人件費等について、今未収となっている部分については認められないという意向ではあるんですが、それではやっぱり納得できないということで、市独自でADRのほうに申立てをしていこうと考えているところで、準備は進めている状況でございます。また、26年度以降も経費がかかっておりますので、それにつきましても25、26が終わった後に、またADRへの申立ても含めて今後どうしていくかについても、市長も変わりましたので、相談しながら進めていきたいと考えております。

令和4年度までの除染に要した費用につきましては、こちら手元にある資料が令和2年度の分

までになるんですが、除染に要した費用が全部で4億5,587万8,929円でございます。それに、令和3年、4年と決算額でいうと約400万の支出が令和3年、4年ともあった状況でございます。国補助金による補填額につきましては、令和2年度末現在で、全部で2億7,093万526円となっております。そのほか、令和3年度、4年度につきましては、歳入のほうにあります。放射能低減対策緊急事業費補助金ということで約48万の収入がある状況でございます。東電の賠償金の入金額につきましては、令和2年度末現在で1,927万5,951円となっております。これ和解金額250万円含まない額ですね、令和2年度末なので。それプラス250万と、先ほど申し上げた約150万円もプラスになってくるところでございます。

以上になります。

○藤田委員長 廃棄物対策課長。

○岩瀬廃棄物対策課長 生ごみ処理容器のお答えをさせていただきたいと思います。

こちらのほうは家庭から排出される生ごみの減量対策として補助金のほうを行っておりますので、対象としては個人になります。こちらの補助の内容ですけれども、機械式と容器式と言われるもの、2タイプ生ごみ処理容器のほうがございまして、容器式であれば購入金額の4分の3、上限額が1万円で年間1世帯当たり2基まで。逆に機械式でありますと、購入金額の2分の1、上限額が2万円で1世帯当たり1基までという形になります。購入だけではなくて、修繕においても補助金の対象としてございます。こちらは修繕金額の4分の3で、それぞれ上限額が1万円と決めさせていただいております。今年度、令和4年度の実績なんですけれども、購入のほうは全部で49基になりまして、修繕は4基、合計53基分の補助という形で支出させていただきました。

以上になります。

○藤田委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 すみません、収入のほうで終わってしまいまして、申し訳ございませんでした。もう一つ質問お受けしてございまして、空き地の雑草除去を指導するという事業のほうになります。

こちら、基本空き地の雑草の除去につきましては、土地の所有者の方が雑草を刈っていただくということになっているんですけれども、どうしても遠方であったり御高齢であったりということで、毎年毎年、草が伸びたら刈って草が伸びたら刈ってというのは大変だということで、市のほうで毎年単価を決めまして、年2回、除草委託請け負いまして、市内11の事業所さんが除草をしてくださっているという状況でございます。令和4年度につきましては390件受託をしております。面積が7万7,594平米、全部で請け負っているところでございます。受託の単価が平米82円で請け負っているところです。こちらにつきましては、市内に空き地をお持ちの方でしたら、どなたでも委託制度を申し込んでいただくことが可能でございまして、ただ、条件が市内に空き地を所有している方であればいいんですが、そのほか草の刈りづらいのり面であったりですか、その草以外に竹とか篠とか樹木があったり、また不法投棄物や石などが置いてあったりすると、どうしても除草の機械が破損してしまったりするというおそれがありますので、

そういったところはちょっと御相談させていただいて、場合によってはお引受けできない場合もあるということで、一応請け負った場合、新たに御希望があった場合は、担当している除草業者さんが現地を確認して、委託を受けられるかどうかという調査をしてから委託を受けているという状況でございます。

以上になります。

○藤田委員長 甲斐委員。

○甲斐委員 すみません、今の最後の件なんですけれども、その委託条件の中で支払いなんですけれども、やってもらう人が払うと思うんですけれども、この支出金に対して満額なのか補助であるのか。補助だから補助だと思うんですけれども、割り費をちょっと聞いておいていいですか。例えば1万円かかりますよに対して、うち5,000円の何件でこれを計算したのか、それとも請け負って1万円、そんなことはないと思うんですけれども、満額で請け負ってそのまま委託で流しているのかとか、支払い費はどうされているのかというところですね。頼んだほうのです。

○藤田委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 お答えいたします。

頼んだ方が納める委託の除草の費用ですが、平米当たり78円掛ける消費税で、その面積に応じてそれを掛けて納めていただいているという状況でございます。その中には、業者さんのほうにお支払いする単価のほかに、事務費で2円上乗せをして請求をしているという状況でございます。支出が、少々お待ちください。平米当たりの単価が82円ですので、支出のほうは若干多いですね。72円掛け消費税で受けていますので、支出のほうは少し上乗せをして委託をしている状況でございます。

以上です。

○藤田委員長 甲斐委員。

○甲斐委員 終わって、後で教えてください。

以上です。

○藤田委員長 環境経済部長。

○大徳環境経済部長 今回の空き地の雑草除去、ちょっと単価で申し上げたんですけれども、これ歳入歳出で見ただけであれば、まず歳入、74ページの9の雑入の7、雑草除去受託料というのがあります。695万4,028円。中段です、74ページの中段。これが草刈りをしてくださいという依頼があった方からの入りですね。これに対して、先ほど甲斐委員から質問のあった272ページの雑草除去の委託料というのが677万7,494円なので、これに先ほど説明ありましたけれども、平米当たり2円の事務費ということなので、事務費、郵送料とか何かそういったものが必要になると思うんですけれども、ですから、それを含めて入りと出がほぼ一緒というような形で、今委託料のほうが高いというような説明したんですけれども、ここで数字を御覧いただくと一目瞭然だと思います。

以上です。

○藤田委員長 ここで暫時休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午後0時09分休憩

午後1時15分開議

○藤田委員長 休憩前に引き続いて会議を開きます。

ここで執行部説明員より発言が求められておりますので、これを許します。環境政策課長。

○飯島環境政策課長 環境政策課飯島です。よろしくお願いいたします。

先ほど出澤委員のほうから、バイオマス施設の二酸化炭素削減量ということで御質問いただきまして、御報告遅れまして大変申し訳ございませんでした。御報告させていただきます。

うしくグリーンファームでバイオマス製造業務を委託しておりまして、そちらのほうのペレットとBDFの生成に係る削減量が約9,000キログラム、9トンでございます。こちら施設だけの削減量でございます、そのほかBDFを利用した市の公用車、トラック等であつたりとか、あと近隣、阿見町や土浦市、美浦村でも公用車にBDFを利用させていただいておりまして、あとは福祉センターのほうで発電にもBDFを利用させていただいております。そういったものの全部合わせました削減量が、一部福祉センターのほうで機械が故障しまして、ちょっと数値が5か月分の数値しか出ていないのもあるんですが、合わせまして3万3,164キロの削減、福祉センター5か月分ですので、倍ちょっと掛けると、福祉センターのほうで1万4,000の倍で2万8,000としても、4万七、八千キロの削減になっているということで御報告させていただきます。遅れましてすみませんでした。

以上になります。

○藤田委員長 審議を継続いたします。質疑のある方は御発言願います。杉森委員。

○杉森委員 引き続きよろしくお願いいたします。

308ページの0103「道路照明灯を維持管理する」のところですけども、LED化の問題なんです。もう大分終わっているのかどうか、状況をお示しいただきたいのと、もし終わっていないようでしたら今後の計画はどういうふうになっているのかということもお示しいただきたいと思います。

次に318ページ、一番下の0106「空き家の適正管理」等々のところです。特定空家の戸数というのが今何件になっているのかというところ、資料のほうでは特定空家という表現はなく、管理不全空家という表現になっているんですけども、その区分けの仕方がちょっとよく分かりませんので、何にしる特定空家のほうはどうなっているのかということをお聞きしたいと思います。それと、どうしても家主さんが見つからないですとか、家主さんがやらないというときには、代執行といいますか、代わってやるということがあるかと思いますが、この間何件やってきたのかということと、これからどのような計画があるのかということをお聞きいたします。

それから334ページ、0101「市営住宅の建物を維持管理する」のところですけども、修繕の戸数や何かが出ていましたけれども、これからの市営住宅の修繕とか、建て増しをするということは聞いていませんけれども、あるいは統合をするという計画があるのかどうかというこ

とも含めて、市営住宅の在り方というのはどういうふうな計画が立てられているのかということについてもお聞きします。修繕の面については、当面まだ修繕しなければいけない状況かと思えますので、どういうふうな計画が立てられているのかということについてもお示しいただきたい、そのように思います。

○藤田委員長 道路整備課長。

○加藤道路整備課長 道路整備課です。よろしくお願ひします。

「道路照明灯を維持管理する」の道路照明灯のLED化の状況ということで御説明いたします。

牛久市内の市道、管理している道路照明灯多数あるんですけども、今LED化を行っているものについては、新設道路等で整備して新規で道路照明灯を設置するところにつきましては、もちろんLEDの照明灯ということで設置のほうをしています。既存の道路照明灯多数残ってはいらんですけども、こちらのLED化の状況としましては、実際球交換だけではちょっとLED化ができない。灯具、照明灯の器具というんですかね、そこも変えないとちょっとLEDの照明にできないということで、そちらの交換の費用が通常球交換よりも費用的にかかるということがありまして、今現在、計画性を持って路線ごととか地区ごと等で今の既存の道路照明灯をLED化していくというところまでは、正直計画としてもまだできていない状況ですので、今後そういう国の補助金関係ですとか、そういったLED化に向けての、球だけではなくて灯具というんですかね、照明灯の機械そのものの交換についても国の補助等がないか等の調査等をいたしまして、今後やっていかなくてはならない課題であるのかなとは認識はしているところでございます。

以上です。

○藤田委員長 空家対策課長。

○柴田空家対策課長 空家対策課の柴田です。よろしくお願ひいたします。

空き家の件数ですが、現在市で把握している市内の空き家、この中で管理不全空家76件、管理不全と認識しております。その中で特に著しく状況がひどい特定空家と認定している件数は6件でございます。それで、今までこの特定空家、管理不全の空き家の中でも状態がひどい特定空家というのは、平成29年度から換算しまして計15件認定してきております。その中で改善されたものもあります。所有者が自発的に改善していただいて更地化したとか、除却したとかもでございます。そういうものを含めまして9件が認定を取消ししております、改善されたということで。その9件の中に、市のほうで所有者不存在で略式代執行ということを行ったものが3件でございます。そのうち2件については全部除却、更地化して相続財産管理制度、民法の相続財産管理制度を利用いたしまして、2物件一般に売買されて新しい方が住んでございます。もう1件のほうは建物と土地所有者が違ふということで、建物所有者が所有者不存在、土地所有者は現存していたので、建物の状況がひどくなっておりまして、市のほうで代執行しても土地の売買等ではできませんので、こちらは国の補助を頂きながら、市のほうでも代執行費用を拠出して、あと土地所有者にも、その建物というよりも周りの木々の除却、こちらを拠出していただいて、略式代執行をしたものがございます。合わせて市のほうで行ったものは3件でございます。

今後については、やはり所有者不存在物件ある程度あるんですが、この中には抵当権、根抵当

権と債権がついたものもございますので、そちらの取扱いをどのように行っていったらいいのか等を、市のほうの顧問弁護士等もおりますので、そういうことをお伺いしながら、また、市のほうで設立しております外部の方が入っております空家等対策協議会、こちらにも諮りながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○藤田委員長 建築住宅課長。

○中山建築住宅課長 建築住宅課中山です。よろしくお願いいたします。

今御質問いただきました0101「市営住宅の維持、建物を維持管理する」の修繕につきまして、これからの修繕計画ですとか、今後の市営住宅の在り方、あと今行っている事業について御説明をしてまいりたいと思います。

現在、市営住宅のほうは、猪子住宅、落合住宅、新山住宅の木造の住宅群と、RC系の南裏住宅、南裏第2住宅、神谷住宅、前山住宅、管理戸数といたしましては令和4年度時点で計266戸ございまして、そのうち入居されているところが令和4年度末の時点で183戸というような形になってございます。当課のほうでは平成30年度、牛久市の市営住宅再構築基本構想と市営住宅長寿命化計画のほうを策定いたしまして、そちらに沿いまして、維持管理と再構築の計画を進めているところでございます。

まず維持管理につきましては、基本的にはRC系の4住宅のほうを長寿命化の補助等をお願いしながら、昨年度ですと、神谷住宅6号棟の屋根、外壁工事、あとは神谷住宅と南裏住宅の1号棟から5号棟の給水ポンプの改修工事、あと空き室の工事等を主に行っております。こちらは社会資本整備総合交付金のほうを得て45%の補助を受けまして進めてございます。

また、あと住宅の再構築のほうでございしますが、平成30年度に計画いたしました木造の、その当時は4つ、新町住宅ございまして4つの木造住宅分を猪子住宅のほうに再編するという計画を取り組んでございます。基本的な内容といたしましては、落合、新山、新町につきましては、今の御入居者様が退去されたり、あとは移転されたりするような形で、最終的にはそちらについては売却するような方向で動いております、あと猪子につきましては54戸の住宅を計画をしてございました。令和2年に、道路の事業と併せて先行する住宅のほうの実施設計を行いまして、令和3年度に先行する2棟の住宅を、工事の予算のほうを計上したんですが、ちょうどコロナの時代にウッドショック等の木材の価格高騰ですとか、あとは人件費の高騰等がございまして、当初の予算ですとちょっと発注ができない状況にその当時なりました。その後、価格が落ち着くところを見て再開する予定で検討しておったんですが、現在のところ、今年度の時点でちょっとその傾向がまだないということと、今全体の事業費を再度、再算出していきますと、当初の事業費の1.5倍ぐらいの、全体で17億円ぐらいかかるような事業計画になっておりまして、補助金とか、そのほかの不要な土地を売却して家賃収入等を鑑みても、ちょっと費用対効果の部分がかなか厳しい状況になっている状況です。また、当初計画したところよりも入居者の方も大分高齢化が進んでおりまして、住宅全体でいきますと平均年齢が66歳ぐらいなんですけれども、特に猪子住宅や木造住宅のほうは高い年齢となっております、なかなか退去をするといっても難

しい状況があったりですとか、あとは実際施設に入られる方とか、お亡くなりになる方で、当初計画戸数のほうも全体のところはちょっと見直しが必要なのかなというところで、来年度以降、一度、今の事業につきまして、今凍結というか止まっている状況なんですけれども、再度方針も含めて見直しを行っていきたいと思っております。

また、住宅のほうの募集をした際も、なかなか満室、空き室募集に対して全室が埋まるような状況がないような形で、ファミリーの方が大分御要望としては少なく、単身の高齢者の方が需要が多いというところありますので、そちらの方が入居しやすいような既存の住宅の整備とか、そういうところを補助を使いながら計画的にやっていきたいなと考えております。

ちょっと長くなりましたが、以上になります。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。出澤委員。

○出澤委員 すみません、ちょっと1つ漏れてしまったのでお願いします。

60ページの土地売払収入に関してです。2,400万ほどの売却ということですが、これはどこら辺の土地で、どういった経緯でこれを売却することになったのか。また、これ購入したときの金額も分かればちょっと教えていただきたいです。よろしくお願いします。

○藤田委員長 道路整備課長。

○加藤道路整備課長 こちらの土地売払収入2,415万7,680円となっているんですけれども、こちら道路整備課所管の土地売払いで4件ございまして、そのうち3件が市道23号線、城中田宮線ですね。こちらの残地部分、または道路用地として買収したところの残地部分の払下げ、売払いの土地が3件。これと、あとさくら台になるんですけれども、もともとの電柱用地、ごくちっちゃい面積なんですけれども、そちらの用地を、隣接の方が払下げの申請があって売払いしたという内容になっています。内訳としましては、23号線の残地部分で売払いの入札をかけまして2件、その宅地として入札がありまして売却契約に至ったという状況になっています。

1つ目が、面積で言いますと約145平米で約580万円の売却、それともう一つ、同じ23号線沿いの宅地で、303平米で約1,650万、こちらで売却となっています。3つ目が、これはのり面部分の、第三者の方が利活用するにはちょっと難しい面積が残っているところを、隣接の方が払下げの申請という形でありまして、約86万2,000円という形で売却をしております。あと、先ほど言った元電柱用地が1万5,000円という形で、金額としては2,326万7,680円となっております、残り1つが管財の所管になるんですけれども、小坂団地内での売却ということで約189万円ですかね、こちらで元の区民会館用地の売却ということで話はお伺いしているんですけれども、合わせて5件の未利用地の売却ということの決算の額となっております。

以上です。

○藤田委員長 出澤委員。

○出澤委員 ありがとうございます。これ土地を入手したときの記録なんていうのはないんですよね。後ほどで構いませんので。

以上です。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。伊藤委員。

○伊藤委員 お願いいたします。

314ページ、下のほうの0102「道路の雨水排水施設を整備する」、ゼロということですが、理由を教えてください。

続いて、その下の314ページの0103も同じく「既存団地の雨水排水施設を整備する」、こちらもゼロということですが、理由を教えてください。

○藤田委員長 道路整備課長。

○加藤道路整備課長 御質問にお答えいたします。

まず、1件目の314ページ0102「道路の雨水排水施設を整備する」の事業が決算としてゼロということなんですけれども、こちらですが、もともと国庫補助事業で南4丁目地内の排水工事を予定しておりましたが、その年の国からの交付金が予定していた額よりも少なかったため、ここの事業を取りやめ、別の補助事業のほうを重点という形でやって、この年度といたしましては事業を取りやめて、3月の補正でゼロという形で補正しまして、実際ここの事業につきましてはその翌年度、令和5年度のほうに引き続き補助事業を申請して、継続して今進めているところではございます。

続きまして、同じページの0103「既存団地の雨水排水設備を整備する」の事業につきましては、こちらも決算額としてはゼロとなっているんですけれども、こちらの事業につきましては団地の側溝整備の事業でありまして、令和4年度も東岡見団地、小坂団地、ねむの木台団地、この3団地の側溝整備事業を実施しており、工事発注契約は当年度でしたものの、埋設物等の調整に時間がかかって繰越しの事業となりまして、この3工事につきましては前払い金等の発生もなかったため、実際繰り越して翌年度で完成の支払いという形になりましたので、決算額としてはゼロという形になっております。

以上です。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 それでは、3点質問いたします。

280ページの0104「焼却灰を処分する」、1億1,084万のあれなんですけれども、たしかこの最終処分、牛久でもフロンティアのほうで、今そちらが大変な状況になっているということで、4年度についてはどのような状況だったのか。それと、たしかこれは8,000ベクレル以下の分については、対応については分かっているんですけれども、その辺の対応、それを超えるような焼却灰のことがあったのかどうか、その辺を確認をしたいと思います。

それと318ページ、先ほども質問で出ていました0105の都市計画、ひたち野地区の内容についてはあれなんですけれども、その下の委託料の都市計画変更ということで、この事業内容をお聞きします。

それともう一つ、市営住宅、334の0101の「市営住宅の維持管理」、それと「運営する」も含めましてなんですけれども、先ほど答弁の中にあつた再構築ということ、そういうようなことが今検討されているという、見直しということが言われているんですけれども、現在、市営住

宅、この付属資料によりますと3年と4年と比べますと83戸減っているわけですね。そういう中で、木造のところについては今後そういうことで計画をしていくということ、残地については売却という方針も出されていると思いますが、その方針自体がどうなのかということ伺いたしたいと思います。

それで、あと市営住宅入居の際にたしか保証人が必要だということだったと思うんですね。令和4年度ではその辺が変更あったのかどうか、その辺を伺います。

○藤田委員長 廃棄物対策課長。

○岩瀬廃棄物対策課長 焼却灰のほうですね。こちらはエコフロンティアかさまのほうになるかと思うんですけれども、令和4年度といたしましては、まずエコフロンティアかさま自体が、主灰と飛灰、両方処分していただいております。そのうち主灰なんですけれども109.6トン、飛灰につきましては81.48トン、合計191.08トン、こちらのほうをエコフロンティアかさまで令和4年度中処分していただいたものになります。こちら放射能の関係で規定という形はあるものの、牛久市から排出される焼却灰につきましては、最終処分場で拒否されるような高濃度のベクレルという形は出てございません。こちらから出したものについては全て受けていただいております。

以上になります。

○藤田委員長 建設部次長兼都市計画課長。

○藤木建設部次長兼都市計画課長 都市計画変更についての内容ということでお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、今のひたち野うしく地区の用途、地区計画の一部なんですけれども、変更のほうを予定しております。これは開発の当初ですけれども、学校の予定地であったところだとか、計画住宅地としてマンションなどを想定していた箇所につきまして、現状としては戸建ての住宅がもう既に建ち並んでいるという状況になっております。今の用途のままだと中高層の建物も建築が可能ということなんですけれども、現在の良好な住宅環境を守るために、現状に合ったような用途への変更を考えているというところです。令和4年度から令和6年度にかけて3か年で見直し、変更のほうを予定しております。

以上です。

○藤田委員長 建築住宅課長。

○中山建築住宅課長 建築住宅課中山です。御質問ありましたところにつきましてお答えしていきたいと思えます。

まず、現在の募集状況も含めてなんですけれども、どうしても今、他施設のほうも大分老朽化をしております、その部分だけではないかもしれないんですが、応募したときの2020年度からのところで見ますと、空き室を改修しまして7戸募集したところ、ファミリーの部分で2件の応募がございました。2021年は全部で6件の募集戸数に対しまして、ファミリーが5件のうちの2件、逆に単身者の方可能な住宅につきましては1件のところを3件の募集がございました。2022年につきましては、ファミリーの5件の募集に対して1件の応募と、あと逆に単身

者可能な方のところは、やはり1件に対して3件の応募がございました。

今年度も募集をかけているんですけれども、やはりファミリーのところ5件のところを1件と、あと単身者のところにつきましては3戸整備しまして、そこに対して3戸応募があったという状況で、需要からいきますと、年々ファミリー層のところは今ちょっと減ってきていると。単身者のところは需要があるという状況で、そのあたりも鑑みまして、施設の幾つかRC系のところは空いている部屋が多いんですけれども、そういうところを計画的に改修して新規募集につなげていきたいところがございます。

しかしながら、入居されている方もやはりちょっと高齢のところがありまして、全体のほうでも令和4年度は11件の退去あったんですけれども、お亡くなりになられた方が3名で、施設に行かれた方が4名ということで、実際御入居されている戸数、新規入居に比べて退去のほうは今ちょっと多い状況というところも、今状況としては社会状況も含めて、当初平成30年に計画した長寿命化計画と再構築についての状況も少し変化ができてきているところがございますので、やはり新築での戸数を今54戸、猪子のほうで計画している戸数についても、やっぱり当初計画していたのがファミリーの方とか単身の方とか含めて計画しているところも、やはり実際の戸数の見直しも含めて単身の高齢者の方が入れるような住宅に変えていかなきゃいけないのかなというところと、今RC系のところで単身可のところが少ないので、そのあたりも単身可にできるような、間取り変更も含めて改修を来年度以降やっていきたいというところでもあります。

先ほど、あと保証人のお話ございまして、令和4年度時点におきましては、御入居されるときに保証人の方1名選任していただくような形で募集をお願いしておりました。しかしながら、先ほどお話ししたとおり高齢者の単身の方が増えてまいりまして、保証人の方が見つからないという切実なお話もありましたので、ちょっと今年度当初、法人保証のところを2社協定いたしまして、保証人ない方でも、そちらの法人保証のほうに入っただけであれば、緊急連絡先の方のみで御入居できるような体制に、今変更して募集をかけていくような流れで実施しております。実際6月の募集の中でも1件の方が保証人さんいらっしゃらないということで、そちらの方も法人保証に入っただけで住宅に入居していただくことができましたので、ますます高齢化も進んでいきますし、単身の方で保証人なかなか見つけられないという方がいらっしゃると思っていますので、そういった方々に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○藤田委員長 遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 焼却灰の、この最終処分ではないんですかね。前に伺ったとき、たしか北茨城とか山形のほうもあったんじゃないかと思うんですが、ちょっと勘違いしているかもしれないんですが、その辺ちょっと確認をさせてください。

それと都市計画のほう、今変更することによって戸建ての住宅を中心にやるということは、ここには例えば高層のマンション等が制限されるというか、その辺がどうなのかということをもう1回ちょっと確認させてください。

それと市営住宅のほうなんですけど、今答弁であったように、ファミリーのほうで募集かけても

なかなか入らないというのは、今までのこの市営住宅の中の間取りが非常にやっぱり問題というか、その当時はこれで皆さん入居されていたから今どうのということではないんですが、そういうような間取りの問題、それと入居するときに、たしかこれ風呂釜か何か用意するんじゃないかなかったですかね。そういういろんな施設整備が入居のときにかかるというか、それは何らかの形で改善をする方向というのは当然市のほうでも考えなきゃいけないと思うんですが、それとあと単身の方の入居、それが今私聞いたところだと、前山住宅はそれに該当するということなんですが、やっぱりその辺も、例えば今後整備をするときにはそのような問題も含めて当然考えていかなければ、やっぱり市営住宅というのがほかのアパートとかと違ってある程度安心して入居できるという市の大事な役割もあると思うんですが、その辺もう少し今後検討というか、まだまだ今後、資材の高騰もあって計画すること自体がどうなのかという、担当のほうではお考えかと思いますが、一応方向性だけは考えていただきたいと思うんですが、その辺で御意見あれば伺いたいです。

それと保証人なんですが、これ保証会社のほうにある程度の費用を払えば、保証会社が保証をしてくれるということで、この辺の金額とかそういうのというのは分かるんでしょうかね。ちょっとその辺お願いいたします。

○藤田委員長 廃棄物対策課長。

○岩瀬廃棄物対策課長 今、牛久市の灰、最終処分なんですけれども、全部で5か所、処理をお願いしてございます。そのうち3か所、先ほどのお話をさせていただきましたエコフロンティアかさま、それを含めまして、茨城県内ですと北茨城市と鹿嶋市と笠間市ですね。そちらのほうで3か所、それと県外になりますが、米沢市と秋田の小坂町ですね。そちらのほうで合計5か所になりまして、令和4年度の処理量といたしましては2,798.96トンを処分していただいております。

以上になります。

○藤田委員長 建設部次長兼都市計画課長。

○藤木建設部次長兼都市計画課長 再度の御質問にお答えします。

マンション等の制限になるのかということなんですけれども、先ほど申し上げた地区につきましては、今現在、第1種中高層、第2種中高層などの用途になっておりまして、今、案をつくっているところで、来月に説明会とかも予定しているんですけれども、そちらを第1種低層あるいは第2種低層住宅というような用途に変えようとしております。説明会等で御意見等を伺いながら案を固めていくわけなんですけれども、今の考えで行けばマンション等の高さに関する制限が発生してくるということになります。

以上です。

○藤田委員長 建築住宅課長。

○中山建築住宅課長 ただいまいただきました追加の御質問に対してお答えしていきたいと思っております。

まず、ファミリーのほうの入居されるお部屋の間取りの問題ですとか風呂釜の問題についてお

答えしていきたいと思います。

まず間取りにつきましては、やはり昭和後半、あと平成の前半で造られた、いわゆる3DKというようなタイプの間取りを中心に既存のほうがなっております、大きくやっぱり間取りを変えていくとなりますと、ちょっと構造的な制約とか、そのあたりなかなか難しいところがございますので、床材とか壁紙とかの色ですとか、あとは設備なんかもあわせて昨年度は2部屋改修をして、なるべく今の時代に即したような内装設備に変えるような改修もしてございます。

また、お風呂の問題につきましては、やはり御指摘のとおり最初に御入居される場合に、住宅の幾つかによってはまだユニットバス化されていないところございますので、浴槽と風呂釜を入居当初に御用意いただくような形もお願いをしているところなんですけれども、そちらにつきましても、現在、南裏住宅ですとかユニットバス化を進めておりまして、昨年度も5部屋の浴槽につきましてユニットバスというような形に変更してございます。

また、保証人の費用につきましては、最初に入居いただくときに、保証料としまして2社とも1万5,000円の保証料を納めていただくような形になります。毎年、更新のときに1万円の保証料がかかってくるような形になりまして、その保証料を納めることによりまして、入居時の保証人の代わりになるということはもちろん、半年分の家賃の債務、あと最後退去されるときの明渡しで復元するような費用、あと仮にお亡くなりになった場合ですとか、そちらについての撤去費用なんかもこの保証の制度の中で賄えるような形になりますので、単身者の方でも御安心して入っていただけるような費用と内容になっているかなと思っております。

以上です。

○藤田委員長 遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 ちょっと1件だけ確認をしたいんですが、焼却灰のところのエコフロンティア、これがもう満杯になっているということで、非常に今後の計画等がどうなのかということで、今あちらのほうでもいろんな運動が起きているんですが、今現在5か所というふうに先ほど御答弁あったんですが、そういう場合の別な受入先ですね。そういうのはいろいろと考えていらっしゃるんじゃないかなと思うんですが、もし5か所以外に再度受入先というのは、どういう形で探していくのか、その辺だけ確認をさせてください。

○藤田委員長 廃棄物対策課長。

○岩瀬廃棄物対策課長 今、5か所という形でやらせていただいているんですけれども、現時点で新しいところを見つけているような行動は取ってございません。こちらなんですけれども、例年処分を受け入れていただくに当たりまして、事前協議という形で何トンお願いしたいよということでやり取りをさせていただいております。こちらの事前協議の数量と比べまして実績のトン数なんですけれども、そちらは全然、事前協議量のほうが多い状態になりますので、仮に1か所受入れができないという形があったとしても、ほかの4か所で受け入れていただけるような体制は取ってございます。

以上になります。

○藤田委員長 以上をもって、令和4年度牛久市一般会計歳入歳出決算に係る質疑を終結いたし

ます。

ここで執行部説明員の入替えを行いますので、暫時休憩いたします。再開は14時15分といたします。

午後1時59分休憩

午後2時15分開議

○藤田委員長 休憩前に引き続き、決算特別委員会を開きます。

認定第1号、令和4年度牛久市各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより、決算特別委員会審議日程に基づき、令和4年度牛久市特別会計及び企業会計の歳入歳出決算を問題に供します。

まず、令和4年度牛久市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を問題に供します。執行部の方に申し上げます。決算認定に関する所管事項について説明を求めます。保健福祉部長。

○渡辺保健福祉部長 保健福祉部渡辺です。よろしくお願ひいたします。

国民健康保険特別会計の令和4年度の決算について御説明いたします。

令和4年度国民健康保険事業特別会計決算額は、歳入総額74億9,717万7,165円、歳出総額74億9,638万9,427円、歳入歳出差引き額78万7,738円となっております。前年度と比較して、歳入は4億417万677円の減、歳出は2億2,270万3,642円の減となっております。

国民健康保険被保険者及び世帯の状況ですが、令和4年度末の被保険者数は1万6,817人、世帯数は1万1,092世帯となっており、令和3年度末と比較して、被保険者数で954人の減、世帯数で431世帯の減となっております。こうした被保険者数の減少にもかかわらず、1人当たり医療費は過去最高の約36万9,000円、前年度比約1万6,000円の増となりましたが、歳出の保険給付費は52億7,309万5,567円、前年度より約4,176万円の減にとどまっております。

また、国保の都道府県化に伴い、茨城県が県内総医療費の見込みを算出して各市町村に請求する国民健康保険事業費納付金ですが、納付総額は17億3,670万7,960円、前年度に比べ約1億1,842万円の増となっております。

続きまして、歳入の主な内容につきましては、令和4年度より課税方式の変更と同時に税率改定を行った国民健康保険税は13億7,315万1,335円となり、前年度比1億8,535万667円の減となっております。4方式から2方式への課税方式の変更、この影響で増税になる世帯を最大限抑制するために予算ベースでは1億1,000万円の公費投入でしたが、それ以上の減収結果となっております。

また、県支出金は55億464万4,209円で、前年度に比べ約3,183万円の減となっております。

以上となります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願ひます。石原委員。

○石原委員 これ前にも聞いたことあるんですけども、ジェネリック医薬品ですね。令和4年度においては、ジェネリック医薬品を使ってもらったことによる削減効果、これはどのくらいあったというふうに捉えているのか、数字が分かっているならばお示しをいただきたいのと、今即答できれば、令和3年度及び2年度との比較の数字、これもお示しをいただければというふうに思います。

以上です。

○藤田委員長 保健福祉部次長兼医療年金課長。

○石野保健福祉部次長兼医療年金課長 ジェネリック医薬品を使ったことによる削減の効果といいますのは、申し訳ありません、把握することができません。どれだけの人が切り替えたというものをデータとして取っていないもので、金額的なものは分からないんですけども、ジェネリック医薬品に切り替えたならこれだけ削減ができますよという通知は、対象者のほうに通知させていただいております。毎年2,500件程度通知を出して、ジェネリックに切り替えた場合に100円以上の医療費、薬代が浮く方に対して出しております。国保に関して、その医療費というのは先ほど部長が説明しましたとおり、被保険者数でいうと1,000人ぐらい減っているにもかかわらず、医療費全体でいうとそれほどの減額になっていない。薬以外の部分で、これまで令和2年度、コロナで大分医療控えがありまして、それが3年度、4年度とV字回復するような形で医療費が伸びている。その結果、1人当たりの医療費がすごく増えている。そちらとも混ぜこぜになってしまっていて、実質この医療費の薬代だけのジェネリックの効果というところは、ちょっと見てとれないというところが実情でございます。すみません。

○藤田委員長 石原委員。

○石原委員 いま一つ納得できない部分なだけけれども、例えば具体的に申し上げますと、広島県の呉市なんかは6,100万だか何かの効果があったというふうに具体的に示している自治体もあるわけですよ。なぜそれを牛久市でできないのかな。

○藤田委員長 保健福祉部次長兼医療年金課長。

○石野保健福祉部次長兼医療年金課長 レセプト、一人一人の診療データというのはPDFファイルでデータが送られてきますので、例えばジェネリック医薬品に切り替えたことによって薬が前から、以前はこの薬を使っていたけれどもその後この薬に切り替えたということを集計すれば、金額というものは出るものではございますが、一つ一つのレセプト、電子データがエクセルとかではなくてPDFファイルのデータですので、それをお一人お一人検証というところまでちょっと至らなくて、数値は出ておりません。お一人お一人のPDFファイルのデータを誰か特別に集計すれば出ることは出るので、今後ちょっと大きな、医療費が特別大きな人だけとか、そういった形で切替えが効果があったかどうかというのは、ちょっと検証していきたいなというふうに思います。

○藤田委員長 石原委員。

○石原委員 今、次長がはっきりとやってやれないことはないということの答弁だったと思いますが、これどうなんだろう、部長、こういう制度を採用している以上は、やっぱりはっきりと、

これだけの効果があるのできちんとお願いしますということも具体的に数値を示して周知をすれば、もっともっとこれは経済効果というものが出てくるんじゃないですか。その辺どうなんですか。

○藤田委員長 保健福祉部長。

○渡辺保健福祉部長 確かに一人一人の現状というところを出せば、より具体的かなとは思いますが、お知らせの案内で示しましたように、100円以上医療費が削減できるであろうという見込みは、どのぐらいの見込みが出るという統計は出ているので、それをまずは示して、皆さんジェネリックに変えていただきたいというような周知を今はしているところです。今、次長のほうも言っていたように、大きく差が出そうなところは幾つかピックアップしてやっていきたいと思いますが、全員のところは、今のところはまだその結果等を見ながら検討していきたいと思えます。

○藤田委員長 保健福祉部次長兼医療年金課長。

○石野保健福祉部次長兼医療年金課長 石原委員から具体的なものを示してというお話だったので、通知の中身についてももう少し説明させていただきますと、ピックアップした2,500人、毎年大体2,000通以上出しているんですけども、その方が何月にどこどこでどういう薬をもらった、そしてその薬をこれに切り替えたなら幾ら浮きます、幾ら幾らです、何百何十何円浮きますという通知をお一人お一人に出しております。なので、例えば本当にそれを切り替えたかどうかは別にして、仮に全員が通知のとおり切り替えたと仮定したら効果額はこのぐらいというのはお出しすることができますので、そういったものを用意しておきたいと思えます。

○藤田委員長 石原委員。

○石原委員 今の部長と次長の答弁に期待して、質問はこれでやめます。

○藤田委員長 ほかにありませんか。遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 それでは、私のほうから2点ぐらい質問したいと思えます。

まずは、4年度から賦課方式というのが変わって、それによって保険料なるべく上げないというか、そういうようなことで今回の保険料率が決まったというふうな理解をしています。特に子供の保険料ですね。国は就学前まで半額、市のほうでは18歳以下半額という算出方法だと記憶をしているんですね。例えばこの分を市が独自で一般会計から繰り入れるなんていうことをすると、国の保険者努力支援分ですか、こういうものの該当に当たらないというか、これに触れてしまうと、今4年度で3,300万ぐらいの歳入があるんですが、こういうものに影響してくるのかどうか、その辺を伺いたいのと、あと新型コロナで保険料を、罹患をした方々には保険料軽減措置、それと今まで国保ではなかった傷病手当金、その該当もあつたようなのですが、その辺の実情をちょっと伺いたいと思えます。

○藤田委員長 保健福祉部次長兼医療年金課長。

○石野保健福祉部次長兼医療年金課長 一般会計から、子供の減額、今2分の1やっていますけれども、それを例えば全額、市独自で減額したような場合に国からの補助金に影響があるかというような御質問だと思うんですけども、実質影響はございません。今もらっている国からの補

助金は、国が設定した未就学児、小学校就学前の児童の半額に対して国が補助金を出しておりました、牛久市が独自にやっている小学生から18歳までの減免に対しては、国、県からそれ自体に対しての補助金はありません。ただ県が、各市町村4方式から2方式に統一したわけですが、統一した自治体には、結局は県内市町村全て2方式に統一したんですけれども、自治体が統一をしたら、県からその市町村の20歳被保険者の人数に応じて案分した額を県は出すよというふうにしておりますので、実質的に今、小学生から18歳までの子供の半額減免に対しての補助というのはないので、それを例えば全額補助にしたところで、増えることもなければ減ることもないという状態になります。

それから傷病手当金、いわゆるコロナ減免なんですけれども、令和4年度の実績は、少々お待ちください。令和4年度傷病手当金、コロナによって会社を休まざるを得なくて、その間お給料が補填されなかった方に対して、国保でお給料日額の7割程度を出すというのが傷病手当金の制度だったんですが、令和4年度は33件、100万8,363円の支給実績がございました。なお、令和3年は6件で16万5,748円、令和2年度は2件で、19万7,569円。令和4年度はこの制度が周知されたということと、やっぱり第7波、6波とかでかかる方が多かったので、支給は大きく伸びております。

以上です。

申し訳ありません。コロナ減免、いわゆる保険料の減免実績なんですけれども、令和4年度は8件の申請があって、そのうち5件が対象として承認されて、減免額は73万2,000円となっております。

○藤田委員長 遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 今、新型コロナの保険料の減免なんですけれども、この減免に当たらなかった方の理由ですね。それを分かたら教えてください。

あと傷病手当金、本当に今まで国保では、私なんかもなぜないんだろうということが大変、ほかの健保であったのが国保ではなかったということも不思議なぐらいだったんです。だけれども、これは事業主には当たらないですよ。働いている方じゃないとこの該当にならないということでは、もう一つやっぱり、この新型コロナのことも含めて、自分の会社を起こしている事業主の方はこれに当たらないというのが、今後いろいろと国との交渉なんかでも要求していきたいと思いますが、現在これについては、今2年、3年と実績を述べていただいたんですが、5年度についても継続しているのかどうか、その辺を確認いたします。

あともう1点、ごめんなさい。先ほどの子供の保険料ですね。例えば市独自でこういうのをやった場合にはペナルティになるかということの質問だけれども、ならないというもし御判断ができれば、やはりこれについても市の政策として考えていくべきじゃないかなと思うんですが、担当として意見がございましたらお願いいたします。

○藤田委員長 保健福祉部次長兼医療年金課長。

○石野保健福祉部次長兼医療年金課長 まず、コロナ減免の申請が不承認になった方の内訳ですけれども、コロナ減免の条件としましては、今年度の収入が前年度の収入に比べて3割以上急に

落ちたというものがございませぬ。お調べしましたところ、そこまで落ちる見込みではないというものと、あとはそもそもコロナが原因ではない、落ちてはいるけれども、コロナによってではないということが理由で該当しないという、不承認というふうになりました。

それからコロナ減免、今年度、令和5年度につきましては引き続き継続しております。

それと子供の減免ですか。国保の保険のもっとさらに牛久市で独自に減免を進めることについて、担当としては、例えば子供政策自体は国保料の減免以外でも児童手当もありますし、コロナで収入がなくなった方には臨時給付金等々出ておりますので、子供だけを考えるのではなくて、例えば高齢者福祉だとか障害者福祉だとか、そういった中で庁内で議論して優先すべきところ、選択すべきところというところで考えたい、議論していきたいかなと思っております。

以上です。

○藤田委員長 令和4年度牛久市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算に対する質疑は終結いたします。

次に、令和4年……はい、答弁漏れですか。保健福祉部次長兼医療年金課長。

○石野保健福祉部次長兼医療年金課長 すみません、申し訳ありません。令和5年度もコロナ減免を継続していると答弁いたしました。令和4年度分の保険課税に対して、令和4年度中に終わらなかった分は引き続き令和5年に入ってやったんですが、令和5年度分の課税に対しての減免は終了しております。申し訳ありません。現在は行っておりませぬ。令和4年度の課税が、令和3年に牛久市に引っ越してきて、牛久市に引っ越した分の計算が令和5年度に入って課税されるような場合によっては該当ですが、令和5年現年課税に対しての減免措置はもうないということです。

○藤田委員長 次に、令和4年度牛久市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を問題に供します。執行部の方に申し上げます。決算認定に関する所管事項について説明を求めます。保健福祉部長。

○渡辺保健福祉部長 介護保険事業特別会計の令和4年度の決算について御説明させていただきます。

令和4年度介護保険事業特別会計決算額は、歳入総額59億8,586万3,560円、歳出総額58億5,497万8,230円、歳入歳出差引き額1億3,088万5,330円となっております。前年度と比較して、歳入は2億2,553万8,097円の減、歳出は1億8,555万9,041円の減となっております。

歳出の主なところを申し上げますと、保険給付費が51億9,494万8,254円と前年度より約1億6,466万円の増となっており、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費で給付費の7割を占めております。

次に地域支援事業費においては、3億1,975万3,774円と前年度より約1,000万円の増となっております。また、基金積立金につきましては、介護給付費準備基金として9,437万3,431円の積立てをしております。

なお、令和4年度末の65歳以上人口は2万5,318人、高齢化率は30.1%で、令和3年度末と比較して、人口で213人の増、高齢化率で0.38%の増と引き続き高齢化が進んで

おります。

また、令和4年度末の要介護認定者は3,458人、認定率は13.66%で、令和3年度末と比較して195人、0.66%の増と増加傾向となっております。

以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。出澤委員。

○出澤委員 75ページの介護認定審査会の件です。これ今、部長のほうから3,458人の介護者がいてということでしたが、これは何人ぐらいの審査会の方で、どれぐらいの頻度で審査をされるのか教えてください。

○藤田委員長 保健福祉部次長兼高齢福祉課長。

○宮本保健福祉部次長兼高齢福祉課長 高齢福祉課宮本です。よろしくようお願いいたします。

審査会のお尋ねですけれども、審査会の委員さんは全部で20名いらっしゃいます。医師、歯科医師、介護福祉士など、そういった方々で構成されておりまして、20名の委員さんを5名ずつ、4つの分会といいますか、第1から第4までに分けて認定の審査をしていただいております。開催頻度としてはおおむね週2回の開催の中で、最大で1審査会当たり35名の方の審査を行いまして、今年4月から8月までの平均ですと、およそ30件ぐらいの方の審査を1回当たり行っております。

以上でございます。

○藤田委員長 出澤委員。

○出澤委員 ありがとうございます。ちょっといろいろ聞きたいことありますが、この場で聞いていかどうか分からないので、また個別に聞かせてください。

○藤田委員長 ほかにありませんか。石原委員。

○石原委員 要介護者と要支援者の数が、聞き間違っていたらごめんなさい、約3,460名。これは要支援者も含めてだったのかどうかということがまず1つと、それからその3,460名の方なんです、そのうち独居老人の世帯の方というのはどのぐらいの割合を占めているのか、分ければ教えていただきたいと思います。私の認識の中では、独居老人世帯がたしか3,000ちょっとあったというふうに記憶しているんですが、どうなのか。分かっていたら教えていただきたいと思います。

以上です。

○藤田委員長 保健福祉部次長兼高齢福祉課長。

○宮本保健福祉部次長兼高齢福祉課長 まず1点目の、先ほど申し上げた人数の中に要支援が入っているかということですが、これは入っております。含まれております。また、その中で高齢者だけの世帯はどのくらいかというお尋ねだと思うんですけども、まず高齢者だけの世帯数、あくまで世帯数ですけれども、こちらは令和2年の10月1日国勢調査ですと高齢者だけの世帯数が8,533世帯あるということで、さきの一般質問でもお答え申し上げたところなんです、高齢者だけの世帯数と認定者数とのいわゆるクロス集計というのは、申し訳ありません、行っておりませんので、お尋ねの数字はちょっと把握する仕組みがなく、手元にはないというところで

ございます。申し訳ありません。

○藤田委員長 石原委員。

○石原委員 そうすると、その要介護、要支援者については、今後独居老人世帯であるとか云々かんぬんというのは調査するお考えはないというふうに理解してよろしいですか。

○藤田委員長 保健福祉部次長兼高齢福祉課長。

○宮本保健福祉部次長兼高齢福祉課長 そうですね、お尋ねが先ほど申し上げたクロス集計を行う考えが今後あるかということでございますれば、現時点ではその考え、検討はございません。ただ一方で、それぞれの人数というのは引き続き当然今後も出ていくものだと思いますので、そういった押さえ方はできるかなと思っております。

以上です。

○藤田委員長 石原委員。

○石原委員 そうすると、現時点ではないということは将来的にはどうなんですか。おやりになるんですか。

○藤田委員長 保健福祉部次長兼高齢福祉課長。

○宮本保健福祉部次長兼高齢福祉課長 例えばでございますけれども、極端な話、法律等、法令等でそういった調査が義務づけられれば、当然行わなければならないと思いますし、もしくは市の施策の必要性が発生したようなことがもしもありますれば、そういった状況の変化があれば、行うことはあるのかもしれないということでございます。

以上でございます。

○藤田委員長 ほかにありませんか。遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 私、この174ページにあります基金のところを伺いたいと思うんですね。介護保険の給付費準備金、3年度末は19億2,400、それで決算で9,400増加をして、4年度末では20億1,800というところで、かなりこの基金が増えているわけですね。確かに今8期が行われているところだと思うので、そこでは6億3,900万、これを取り崩すという、それはもう最初から分かっていること、そうしますと約14億の基金があるということでは、かなり牛久、今度介護保険料の改定等もあるので、この辺についてはやはりこの基金を有効活用していただいて、できるだけやっぱり介護保険料を低く抑えるとか、県内でも低いんですとよく言われるんですが、そうでなくても、やっぱり介護保険料だけじゃなくて国保なり後期高齢等いろいろと保険料が皆さんあるので、ぜひこの辺についてはそういうような検討をしていただきたいと思うんですが、4年度についての質問ということになってしまうと、なぜこうなったのかということになるんですが、その辺もし分かれば教えてください。

それと介護認定の調査、今、委員さんが20人いてやっているんだということなんですが、緊急の場合等については、要介護認定を受けるいとまもないときには、ある程度施設のほうでまずは受け入れていただいて、その後にするということも伺ったことあるんですが、そういう事例等が4年度で起きたのかどうか、伺いたいと思います。

○藤田委員長 保健福祉部次長兼高齢福祉課長。

○宮本保健福祉部次長兼高齢福祉課長 まず基金の関係でございますが、今むしろ副委員長さんのほうから数字をいただきましたけれども、決算から少し離れますが、今10月補正を議案として上程させていただいているところですが、その10月補正予算概要という資料の中にもそのあたりの記載ございますので、おっしゃっていただいているとおりです。4年度末残高がおよそ20億、10月補正で5,300万積みまして、ただ当初で6億3,900万取り崩す予定がありまして、5年度末の残高見込みではおよそ14億ということで、まさにおっしゃっていただいたとおりでございます。

それで、この基金を活用して9期以降、来年度以降の保険料はできるだけという御趣旨の御質問かと思えますけれども、保険料につきましては、以前一般質問でのお答えでも申し述べたところでございますが、まさに運協の中で今順次審議されていく過程の途中でございます。また、介護報酬の改定等、国のほうでまだ一切そのあたり示されておりませんで、一説には年末頃にそのあたりの結論が出るやには聞いておりますけれども、そういったものが示されて初めて適切な保険料、試算も含めて、まず普通に試しに計算したら幾らぐらいになるんだろう等等含めて、試算もそのあたりからやっとな始められるのかなというふうにもまず思っております。

基金、もちろん残高ございますし、私ども市といいますか、保険者といたしましても、いたずらに多く保険料を頂戴しようというところはもちろんございませんので、そういった国から示されたもの、今後3年間見込まれるサービスの総量とか、あるいは高齢者数の推移、そういったいろんなものをデータとして集めて皆様に御提供して、あるべき保険料の額といたらいいかね、というところに落ち着いていただきたいなというふうにも思っております。

それから認定審査の関係ですかね。20名で審査会のほうで、調査ではないので審査会なんですけれども、支給のときには、まず給付が先行するようなことがあるかということだと思っておりますけれども、一般論といたしまして、まず認定の申請をいただいた後、認定調査を行って主治医の意見書をいただいて、一次判定やって審査会で決定ということで、大体早くても1か月ぐらいかかるというところなんですけれども、認定が要支援幾つ、要介護幾つであれ、認定が出た場合には申請時に遡って適用といいますか、保険給付がやれるようになりますので、そういう意味では恐らく何がしかの認定が出るだろうという見込みの下、あらかじめ選考してということはあるだろうとは思いますが、ただ、申し訳ありません、詳細にこの件がこうであったとかというようなことは、ちょっといろんなケース、いっぱいケースありますので、具体的にこういう方がこうだったというのはちょっと申し上げられませんが、一般論としてはそういったことはあるかなと思いません。

以上でございます。

○藤田委員長 遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 今詳細に御答弁いただいて、認定、申請を出してから主治医のいろいろな調査等もあって、何日以内にこの認定結果というか、そういうのを出すのか。この辺、今お答えの中でありましたか。すみません、分かりました。

それと、もう一つちょっと聞き忘れてしまったんですが、91ページの在宅介護のおむつ給付

金。これがちょっと何か危ういようなことも聞いたものなので、その辺について、令和4年度まではこの事業がそのままなっているんですが、その後これが変わる可能性があるのか、そういうような情報があるのか、その辺ちょっと確認をしたいと思います。

○藤田委員長 保健福祉部次長兼高齢福祉課長。

○宮本保健福祉部次長兼高齢福祉課長 おむつ給付金の御質問につきまして、今副委員長のほうから令和4年度までという、決算なのでそこで合わせていただいたんだと思うんですが、実際には今、令和5年度も行っております。第8期の計画が3年度から5年度まででございますので、現在、今年度も、当然これ対象になるか審査というのはもちろんございますけれども、事業そのものは今年度も継続して実施しております。

ただ御質問にもありましたように、第8期、今年度と私もあえて今申し上げたのには当然理由がありまして、一応国のほうの原則、大前提といたしましては、本来であれば第8期においてもあくまでも経過措置なんだと。概略ですけれども、第7期において実施していた市町村にあっては、第8期も激変緩和措置という名目で例外的に実施してよいんだという下で、今年度まで今来ております。第9期以降については、続けてよいというような内容にはなってございません。現時点においてもそれが変更になったと、例えばですけれども、第9期も激変緩和措置を講じてよいというような通知は来ておりませんので、裏返せば以前からの通知のとおりというふうなものと、現時点では私どもは理解しております。

もっとも、これ分かりません。週明けにはもしかしたらそういった通知が来るかもしれませんけれども、あくまで現時点、今日現在においてはそういう通知に接しておりませんので、これは第9期以降は、いわゆる広い意味での介護保険としては見られないということになるかと思えます。介護保険で見られる、見られないというのはどういうことかといいますと、介護保険で見られるということは100%市の一財ではなくて、国だったり県だったり保険料だったりを充てて今行っているわけですが、これが介護保険でなくなるということは、もし来年度以降も続けようと思えば、全てこれ市の一般財源になるということを意味します。その点において今後どうなるのかというのは、まさにこれから当課含めた各課において当初予算の要求を行い、もろもろこれからそのあたりの庁内の議論がなされるわけでございますので、そのあたりを見守っていくといいますか、それがどういうふうな成り行きになるかということかなと思います。

以上でございます。

○藤田委員長 遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 そうしますとちょっと基本的なところ、令和4年度は該当者が何人いたのか、たしか本人以下でということでありましたので、その辺の確認をしたいと思います。

そうしますと通知が、現在のところまだ激変緩和の問題については通知がないというところなんですけど、この辺が分かるというのはいつ頃が分かるのか、想定されているのか、もしそれが無い場合には今次長のおっしゃったように一般財源でということなんですけど、その辺は市の政策と兼ね合いがありますので、その辺をどういうふうに見ていくのか。今4年度の人数をお聞きしながら、今後の方向性をどういうふう考えていくのか、お願いします。

○藤田委員長 保健福祉部次長兼高齢福祉課長。

○宮本保健福祉部次長兼高齢福祉課長 まず令和4年度の実績人数というお尋ねでございますが、申請のあった方が392名、そのうち、いわゆる要件を満たすということで給付金対象になった方が351名でございます。したがってまして差分の41名の方につきましては、例えば御本人が課税であったとか、常時おむつを必要とする状態とは認められないとか、何らかの要件を満たさずに対象とならなかったというふうに考えられます。その対象者ですけれども、おっしゃっていただきましたとおり御本人様の市民税が非課税であればよく、世帯の中に課税の方がいらっしゃってもそこは見ておりません。

それから次に、通知がもし出るとすればいつ頃かというお尋ねかと思うんですけれども、繰り返しになりますが、原則どおり、さきに示された原則のとおり9期以降は認められないよということが変わらない限りは、新たな通知というのは恐らく来ないんだと思います。なぜならば変更がないからですね。裏返せば変更があるとき、9期以降も続けて差し支えないよということがもし方針として出ますれば、そのときには変更なので通知が来るのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○藤田委員長 ほかにありませんか。

なければ、令和4年度牛久市介護保険事業特別会計歳入歳出決算に対する質疑は終結いたします。

次に、令和4年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を問題に供します。執行部の方に申し上げます。決算認定に関する所管事項について説明を求めます。保健福祉部長。

○渡辺保健福祉部長 後期高齢者医療事業特別会計の令和4年度の決算について御説明させていただきます。

令和4年度後期高齢者医療事業特別会計決算額は、歳入歳出とも21億9,283万3,399円となっており、前年度と比較して1億8,539万996円、約9.2%の増となっております。

歳出の主なところを申し上げますと、保険給付費が8億3,210万238円と前年度より約9,313万円の増となっております。また、広域連合への納付金は13億453万4,471円と前年度より約9,033万円の増となっております。なお、令和4年度末の被保険者数は1万3,619人で、令和3年度末と比較して911人増加しております。

今後も団塊の世代が全て75歳となる2025年にかけて、引き続き被保険者数は増加する見込みとなっております。

以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。

なければ、令和4年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算に対する質疑は終結いたします。

ここで、執行部説明員の入替えを行いますので、暫時休憩いたします。再開は15時5分とい

たします。お疲れさまでした。

午後 2 時 5 7 分休憩

午後 3 時 0 5 分開議

○藤田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設部より、令和 4 年度決算位置図（下水道事業計画）について配付の依頼がありましたので、これを許可し、Side Books に登載いたしました。

認定第 1 号令和 4 年度牛久市各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

まず、令和 4 年度牛久市青果市場事業特別会計歳入歳出決算を問題に供します。執行部の方に申し上げます。決算認定に関する所管事項について説明を求めます。環境経済部長。

○大徳環境経済部長 環境経済部大徳です。よろしくお願ひいたします。

青果市場事業特別会計の令和 4 年度の決算概要について御説明をいたします。

歳入は販売手数料、繰入金、繰越金などで 1, 563 万 4, 113 円、歳出は市場の運営費、公用車の管理費などで 1, 559 万 3, 907 円となりました。

当青果市場での取扱い量は、前年度に比べ 1 トン増加しまして 51.5 トン、販売金額は 400 万円減少して 8, 300 円となりました。当青果市場を出荷先としている農業者の高齢化が進み、昨年度は前年度に比べ生産量、出荷量については微増が見られましたが、年々品目、販売金額ともに減少が続いており、販売手数料は前年度に比べて約 4.5% の減となっております。

以上が青果市場事業特別会計の概要でございます。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願ひます。

なければ、令和 4 年度牛久市青果市場事業特別会計歳入歳出決算に対する質疑は終結いたします。

次に、令和 4 年度牛久市下水道事業会計歳入歳出決算を問題に供します。執行部の方に申し上げます。決算認定に関する所管事項について説明を求めます。建設部長。

○長谷川建設部長 建設部長谷川です。よろしくお願ひします。

下水道課所管の令和 4 年度牛久市下水道事業会計につきまして、決算の概要を御説明させていただきます。

下水道事業会計の収入支出予算額につきましては、収入額 25 億 5, 331 万 8, 000 円、支出額 30 億 1, 453 万 2, 000 円を計上しております。

それでは、決算について説明します。

初めに収入でございますが、収益的収入といたしまして 16 億 5, 831 万 5 円、資本的収入としまして 7 億 3, 706 万 2, 440 円、収入総額は 23 億 9, 537 万 2, 445 円、前年度比 2 億 1 39 万円の減額となっております。

主な収入を申し上げます。下水道使用料 9 億 7, 144 万 2, 000 円、国庫補助金 2 億 3, 020 万円、他会計からの繰入金 2 億 3, 138 万円、企業債 3 億 3, 060 万円などがございます。

次に支出でございますが、執行済額は27億4,612万6,143円で、前年度比2億498万円の減で、執行率は91.10%でございます。なお、年度内に事業完了ができない2億211万2,000円につきましては翌年度に繰越しをさせていただいております。

主な支出について御説明します。下水道事業費、収益的支出におきましては、汚水管渠費として1,064万円、汚水ポンプ場費として7,391万円、流域下水道維持管理負担金として3億8,334万円を支出し、汚水管ポンプ場施設、流域下水道の維持管理に努めました。資本的支出におきましては、汚水管渠費として牛久地区、城中地区、神谷地区等の汚水管渠敷設費に2,187万円を支出し、企業債償還金として6億1,730万円を支出いたしました。

以上が下水道事業会計の決算の概要となります。

また、冒頭委員長より御案内がありましたが、事業箇所を示す令和4年度決算位置図をSide Booksに掲載いたしましたので、御参考にしていただければと思います。

説明は以上です。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。甲斐委員。

○甲斐委員 2点、御質問させていただきます。

まず、歳入のときに今御説明を受けました他会計繰入金の、他会計を細かく教えていただきたいと思えます。高い、安いじゃないですね、ほか会計。中身を教えてください。

あと、過年になっちゃうと思うんですけども、整備していく調整池はもう大体现時点で完成しているのかということと、今後その想定を超えていく大雨等があったときに対応するためにも、そのような必要な整備に取り組むお考えであるかどうかという、お考えの質問を1点補足で入れさせていただきます。2点です。

○藤田委員長 建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 下水道課野島です。よろしく願いをいたします。甲斐委員の質問にお答えしていきたいと思えます。

まず収入のほうですけれども、他会計繰入金につきましては、他会計という部分については全て一般会計です。一般会計からの繰入れ以外には、ほかの会計から繰入れはありませんので、他会計繰入金ということで、収益的収入にも資本的収入にもそれぞれ負担金、出資金、補助金という形で名目は分かれていますけれども、全て一般会計からの繰入れでございます。

調整池のほうなんですけれども、調整池、実は牛久市内、下水道事業で整備を進めている調整池と一般会計で道路整備課のほうで整備を進めているもの、あと河川の補助がつくということで河川事業に位置づけをして道路整備課で整備をしているものという形で、調整池会計ごとにちょっとこっちの会計、あっちの会計というのはあるんですけれども、全体的なお話をさせていただきたいと思えます。

まず、下水道事業会計で整備をしている調整池、皆さん一番耳にしているのが刈谷とつつじが丘団地の間にあります、よく上町調整池4という形で事業名で言わせてもらっていますけれども、調整池こちらを含めて5か所、下水道事業として整備を進めています。これは下水道施設という形で位置づけができて、下水道事業の補助金を頂いて整備をしているものになります。そのほか、

一般会計としては下町緑地や根古屋川緑地、この辺が一般会計の河川自体を保管するためのものではあるんですけども、旧まちづくり交付金を活用して着手をしたものになります。それと河川補助を受けて今整備をしているものが、神谷小の東側といいますか南側といいますか、そこに位置しています結束川を保管するための結束川の稼働調節池、こちらについては河川補助の事業という形でやっているものになります。

それぞれ進捗については、いろいろ場所によって違いますけれども、全体ならしてみますと大体整備率としては約60%前後。もちろん丸々掘り終わったところと、ほぼ手がついていないところとがありますけれども、全てならずと約60%の進捗率となっています。

この調整池につきましては、この先どうしていくのかというところですけども、下水道の中でも汚水と違って雨水のほうについては、極端な言い方をすれば冠水被害を防げれば効果としてはしっかり出ているのかなと考えています。そうしたところを考えますと、調整池、今設計上は全て整備をしたときに、全体的に必要な最大貯水量をためられる形での設計をしていますけれども、今言ったように60%の整備率で、じゃあ今足りないのかというと、上流側の雨水管であったり道路のU字溝であったり、そういう雨水を集めて調整池まで運んでくる部分の整備が全て終わっているわけではありませんので、受皿としての調整池も100%今必要ではないというのが現状です。じゃあ何%なの、どのぐらいの容量に余裕があるのかというのは、昨今のゲリラ豪雨であるとか線状降水帯であるとか、こういう雨の異常な、異常と言っていいのか分かりませんが、降り方が変わってきているので、ちょっと今現時点でこれだけのパーセンテージの余裕がありますよとは申し上げられないところではあります。ただ、上流側の整備が100%終わっていないというのも事実で、その進捗に合わせて調整池側、受皿の大きさも上げていく必要があるというふうに考えていますので、先に受皿を100%整えてしまうのではなくて、上流側の整備の進捗に合わせて状況を見ながら、調整池のほうももちろん必要になれば上げていくという形で進めていきたいと思っています。そのために上流側の冠水状況も含めて、調整池の容量足りている、足りていないという実情も含めて、豪雨時には道路整備課と下水道課で協力しながら職員で必ず現地の方を確認して、冠水の状況であるとか調整池の容量、どのぐらい水位が上がっているのかというものは、常に確認をしながら整備を進めているという実情でございますので、今後も上流側の整備と進捗を合わせて調整池のほうも進めていきたいと考えております。

以上です。

○藤田委員長 甲斐委員。

○甲斐委員 様子を見ながらという御答弁だと思うんですけども、実際ここ最近、答弁にもあった線状降水帯とかそういうとんでもない大雨の状況というのは、当然確認されていると思うんですけども、そのときの現場の状況というのはこれまではどうだったんですかね。そこだけちょっとお聞きしたいと思います。

○藤田委員長 建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 お答えをいたします。

まず調整池という部分でお話をさせていただくと、実際に一時的に強い雨の強度ではなくて、

1時間に実際に降った量で、昨年度も今年度も60ミリを超えた雨というのが牛久でも降っています。そのときに調整池としてはあふれたということもありませんし、あふれそうで危険だという状況もございませんでした。ただ、道路のほうについては、まだU字溝の整備であるとか雨水管の整備ができていない部分については多少冠水と言っていいのか、防災課のほうで議会の冒頭説明等もあったと思いますけれども、6月の豪雨とか、あのあたりでは道路冠水というようなことも起きています。ただ、その中の要因で雨水を飲み込むグレーチングというますであったり、U字溝でもグレーチングの蓋のもの、雨水を飲み込む部分ですね。こちらに、コンビニの袋であるとか落ち葉であるとかそういうものが引っかかってしまって、水を飲み込めない状況になって冠水したという場所もありますので、その辺は道路清掃とかそういうものも含めてしっかり状況を確認しながら、整備が足りないのかごみが詰まっていたのか、そういうものもその都度その都度、これは実際に見てケース・バイ・ケースです。ですから、その辺も見ながら整備をしていきたいと考えています。

以上です。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 それでは、私のほうから2点伺いたいと思います。

令和4年度、こういう報告書になってからちょっと理解するのが大変になってきたというのが実際のところなんです、4年度について業務改善ですね。そういうことを4年度はどういう改善をされてきたのか。

それと老朽化対策ですね。いろいろと管渠、污水管渠、それから雨水管渠の整備もされているというのは126ページの中でも理解はできるんですが、4年度については老朽化対策についてどういうふうに改善をされたのか、その辺を伺います。

○藤田委員長 建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 お答えをいたします。

まず業務改善という部分ですけれども、令和4年度何か新たな業務改善をしたかというところというわけではなくて、令和2年度の公営企業法適用スタートしましたけれども、その時点よりも前、平成21年だったと思いますけれども、そのときから下水道使用料の徴収事務というものを、県南水道企業団が上水道の水道料金の徴収をしていますけれども、そこを一元化をするということで事務経費の削減というものについては既に取り組んでいたところでございます。そのほか公営企業会計を導入するに当たりまして、可能な限り何が必要で、何が無駄とは言いませんけれども足りないのかというのを洗い出すと、下水道事業としてやらなければいけないことを逆にあまりできていなかったというほうが多かったというのが実情ですので、ですからストックマネジメント、この後話もしますけれども、いろいろな手当でもできていない状況というのもしっかり分かかっていて、これを手当でしないことにはこの先非常に先細りになってしまうというのが、逆に公会計を導入したことによって、削減すべきものというよりはやらなければいけないものが浮き彫りになったというふうに捉えております。

続きまして、その中の1つになりますけれども、今お話のあった老朽化対策についても、こち

らは今までは各区域ごと、例えば東みどり野地区であるとか、ポンプ場であれば各ポンプ場ごとに老朽化対策の計画を立てて、それが補助金の対象だったという形で進めていましたが、それについてもこれは国全体としての方向性ですけれども、ストックマネジメント計画という形で、ポンプ場もどこどこ地区ということではなくて、市内全域の下水道管路であったりポンプ場であったり、そういうもの全てを1つの牛久市の公共下水道という施設、1つの施設として捉えて、予防保全的に修繕をしていく計画を立てなさいということで、こちらはもう牛久市に限らず下水道事業については、国のほうから補助金を受けてやっている公共下水道については今そういう方向で進んでおりますので、それも一つ予防保全的に修繕をしていくことで年間費用というものを平準化していく。さらには経過年数、許容の50年なら50年たったから手当てではなくて、実際に管路の点検などをして必要のあるところを手当てをしていくという形で、健全であれば50年耐用年数を超えてもそこはまだ使えるでしょうという形の考え方、そういうものをストックマネジメントで導入をしているところです。

決算位置図のほうをSide Booksに掲載させていただいていますが、そちらにも今回載せてありますように、令和4年度につきましては、汚水管渠費としてストックマネジメント計画のための管路の点検調査というものを4年度に限らず進めていますけれども、令和4年度については第二つつじが丘のほうで、実際に汚水管の中にテレビカメラを入れて、カメラを通して実際管の中がどれだけ傷んでいるのか、割れているのか、健全なのか、勾配が取れている、いないとか、そういうものも含めてそういうことをさせていただいています。そのほか、下水道公営企業会計が完了しないと予算執行にならない部分がありまして、前払い金も払っていて発注もしているんだけど繰り越した事業については、令和4年度に発注して令和5年度に繰り越したものについては、この決算書に載ってきていません。令和4年度だけではなくて、公営企業法を適用して以来ずっとなんですけれども、ですから、ポンプ場での点検等も行っていますけれども、それは繰り越して継続して今もやっていますので、決算上は出ていませんけれども、それもストックマネジメント計画の一部でございます。

ですから、老朽化対策についてはポンプ場、管渠問わず必要な部分、これもどこから優先していくかという計画を立てていますので、それに基づいて令和4年度も粛々と計画に基づいた修繕の点検であったり、計画の修正であったり、そういうことをしたというところでございます。

以上です。

○藤田委員長 遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 今の御答弁の中でありました、実際にやられたつつじが丘のそういう整備状況というんですけれども、これ別に今に始まったことじゃなくて、たしかみどり野ですかね。そのときの工事内容でどこに何がどうなっているのか、たしか中にカメラ、カメラではなかったのかな。煙か何かを入れてその辺の勾配を把握をしたという記憶があるので、やっぱり計画を持って、今、市内全域を計画の中に入れたという御答弁もありましたが、それがストックマネジメント計画だというふうに理解をするんですね。この126ページの管渠の建設改良事業、それからポンプ場の建設改良事業、それについては理解をするものなんですけど、今後その計画の中でやはり早

急に改善をしなければならぬ、それから老朽化対策を急ぐというような箇所が、実際に4年度の決算ではこういう内容ですが、そういうところが計画によって明らかになった場所があるのか。その辺をお知らせください。

○藤田委員長 建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 お答えをいたします。

まず、遠藤委員からお話のあった東みどり野とみどり野ですね。送煙調査というものを確かに過去しております。これについては、煙を送って、本来つながっているべきではない雨どいからの官が汚水につながっていないかという調査ですので、ちょっと老朽化とはまた違う調査になります。そこはちょっと御理解いただきたいと思います。

明らかになったところがというところですが、まず、ストックマネジメント基本計画を策定をするときに優先順位というものをつけさせていただいておまして、その中で管渠としては刈谷団地内が優先1位ということで、既に刈谷団地内のカメラ調査は全て終わっております。その次の優先第2位ということで、今第二つつじが丘、そしてつつじが丘へという形で今進めているところです。ごめんなさい、優先順位第1位もう1個ありましたね。国道6号であるとか常磐線を横断している箇所とか重要な横断部分、こちらも優先1位という形で刈谷と同等で最初に調査はしております。その中で、もちろん健全な管路もありますし、健全ではない管路もありますし、管路ごとに緊急度というものをその点検の結果でつけていて、緊急度1と2については手当てをするという形で位置づけています。刈谷団地内においては、もう既に手をつけるべく、設計であるとか工事とかという段に来年度以降進んでいきたいというふうに考えています。

そのほかにポンプ場につきましては、ほぼほぼどこのポンプ場もかなり老朽化が進んでいます。下町ポンプ場だけは建て替えをしておりますので、下町ポンプ場は比較的いいんですけれども、それにしても汚水量が多いので、ポンプの消耗というのも結構進んでいるというのが実情で、今一番やはり手をつけなければいけないのは、ポンプ場の中で新地と岡見ポンプ場、それと城中ポンプ場、それぞれで電気設備であったりポンプ本体であったり、いろんなところが傷んできています。流入ゲートというゲートもかなりもう手をつけなければまずいという状況にもなっていますので、今全てをお話することはできないんですけれども、そういう形でポンプ場も管路もいろんなところが傷んできていて、その中でまず絶対にしてはいけないのが下水道を今使えている方が使えなくなることだと思いますので、それだけは避けるべく、優先順位を考えながら来年度以降も整備をしていくという考えでおります。

以上です。

○藤田委員長 ほかにありませんか。

なければ、令和4年度牛久市下水道事業会計歳入歳出決算に対する質疑は終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開後……

失礼いたしました。ここで、執行部説明員より発言を求められておりますので、これを許します。道路整備課長。

○加藤道路整備課長 道路整備課加藤です。先ほどの出澤委員のほうから土地の売払いの件で御

質問あった件で、売払いしたときの、市の購入したときの単価がいかほどだったかという御質問ありまして、そちらの回答になります。

今回売払いありまして、その中で市のほうで買収した残地部分が3件ございまして、いずれも田宮町地内になります。1つ目が、田宮210番の5という地番になるんですけども、こちらが購入時の単価としましては平米8万5,300円で購入しまして、今回売払いが決まった単価といたしましては4万196円という単価で売払いを実施しております。

続きまして払下げになりますけれども、こちらが、払下げですので市が購入した単価と同額で払下げしております、そのときの単価としましては1平方メートル当たり3万9,500円という形になっております。

もう一つ、田宮町の340番の1というところで売払いの入札を実施した単価になりますけれども、こちらの購入時の単価が平米当たり3万8,300円、売払い時の単価としましては1平方メートル当たり5万4,492円で売払いを実施しております。

以上となります。

1個目の面積のほうは145.04平方メートルになりまして、そちらの払下げの価格としまして583万円で払下げを実施しております。そちらが払下げしたときの単価で、先ほどの4万196円、平米当たりの単価になっております。

2つ目の払下げしたところというのが21.84平方メートルで、道路ののり用地になっているところで隣接の方が払下げをいたしまして、86万2,680円、先ほどの単価で3万9,500円、1平方メートル当たりの単価で払下げを実施しております。

3つ目のところが、面積としまして303.9平方メートル、こちらの売払いの入札を実施しまして、1,656万円で売払いが成立しまして、そのときの単価が先ほどのとおり5万4,492円、1平方メートル当たりという形になっております。

以上です。

○藤田委員長 ここで暫時休憩いたします。再開後、討論、採決を行います。

再開は15時45分といたします。

午後3時34分休憩

午後3時45分開議

○藤田委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、討論がありましたら御発言願います。(「なし」の声あり)

なければ、以上で討論を終結いたします。

これより認定第1号について採決いたします。

採決は挙手により行います。

認定第1号は、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○藤田委員長 挙手多数であります。よって、認定第1号は認定することに決定いたしました。

以上をもって、本委員会に付託をされました案件審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもって決算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後 3 時 4 6 分延会